

第 3 3 回 軽米町議会定例会 令和 3 年度 軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和 4 年 9 月 8 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議 事 日 程

議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 令和 3 年度 軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員（10名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
8番	本田	秀	一	君	9番	細谷地	多	門	君
10番	山本	幸	男	君	11番	茶屋		隆	君

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（1名）

7番 大村 税 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	福島	貴浩	君
総務課	企画担当課長	野中	孝博	君
総務課	総務担当課長	松山	篤	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	日山	一則	君
税務会計課	課税担当課長	古館	寿徳	君
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君
町民生活課	総合窓口担当課長	小林	千鶴子	君
町民生活課	町民生活担当課長	戸草内	和典	君
健康福祉課	総括課長	工藤	薫	君
健康福祉課	福祉担当課長	小笠原	隆人	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	工藤	晃子	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
産業振興課	農政企画担当課長	竹澤	泰司	君
産業振興課	農林振興担当課長	鶴飼	靖紀	君
産業振興課	商工観光担当課長	輪達	隆志	君
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君
地域整備課	環境整備担当課長	神久保	恵蔵	君
地域整備課	上下水道担当課長	寺地	隆之	君
再生可能エネルギー	推進室長	福島	貴浩	君
水道事業	所長	中村	勇雄	君
教育委員会	教育長	小林	昌治	君

教育委員会事務局総括次長  
教育委員会事務局教育総務担当次長  
教育委員会事務局生涯学習担当次長  
選挙管理委員会事務局長  
農業委員会事務局長  
監査委員  
監査委員事務局長

長瀬 設 男 君  
輪 達 ひろか 君  
梅 木 勝 彦 君  
福 島 貴 浩 君  
江刺家 雅 弘 君  
西 山 隆 介 君  
関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 主 事  
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君  
竹 林 亜 里 君  
松 坂 俊 也 君

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（館坂久人君） ただいまから令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を開会します。

この委員会は、本日から14日までの5日間の予定でございます。皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の欠席者は、大村税君から届出がございます。

（午前10時00分）

---

○委員長（館坂久人君） それでは、議案審査に入ります。本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第12号までの12件であります。

議案審査の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第12号までの提案理由の説明及び監査委員の審査の意見も本会議において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に議案1件ごとに審査をし、議案12件の審査終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 異議なしと認めます。

---

◎議案第1号の審査

○委員長（館坂久人君） それでは、議案第1号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば説明を求めます。補足説明ありますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） おはようございます。それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等の法律の改正に伴いまして、非常勤職員の育児休業の取得要件等の緩和について所要の改正を行うものでございます。

主な改正概要でございますけれども、第2条関係では子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件の緩和、第2条の3関係では夫婦交代での育児休業取得を可能とするものとするものです。

あと、第2条の4関係におきましては、職員が保育所等の利用ができない場合などについて定めるものでございます。

あと、第3条関係につきましては、育児休業等計画書により再度の取得を申し出ることができるとした現行の規定は、法改正により原則2回まで取得可能となったことから削除し、子の1歳6か月到達までとする要件に「特別の事情」を追加するものでございます。

第8条関係につきましては、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるため名称を変更するものでございます。

以上、追加の補足説明とさせていただきます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 特に議案内容についてはではないのですが、育児休業ということですので、役場の男性職員におけるこれまでの育児休業等の取得状況というのをまずお知らせいただければと思います。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 中村委員のご質問にお答えします。

役場職員の男性職員の育児休業につきましては、現在までは取得はないものです。男性の職員につきましてはございません。ただし、特別休暇ということで産前産後の部分で3日間ございますので、そちらのほうで対応している現状でございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 会計年度任用職員の場合はどうでしょうか。こういう制度ありましたか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 今回の改正につきましては、ご指摘のとおり会計年度任用職員の部分を改正するものでございます。

○委員長（館坂久人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） なしと認めます。質疑を終わります。

---

◎議案第2号の審査

○委員長（館坂久人君） 続きまして、議案第2号を議題とします。

補足説明があれば説明を求めます。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 繰り返しですが、もう一度提案理由の説明をお願いします。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、議案第2号の提案理由をもう一度説明申し上げます。

議案第2号は、軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

理由といたしましては、公職選挙法施行令が改正されまして、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る上限額が引き上げられたことに伴いまして、内容に準じて本条例において公費負担に係る上限額を改正するものでございます。

改正の主な内容でございますけれども……

○委員長（館坂久人君） ちょっと待ってください。パソコンに資料が入っていますよ。開けていましたか、皆さん。いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） はい、どうぞ。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、続きまして改正の主な内容でございますけれども、第4条の選挙運動用自動車使用の公費負担額につきまして、選挙運動用自動車の使用につきましては一般運送契約、ハイヤー方式と一般運送契約以外の契約、いわゆるレンタル方式がありますけれども、今回の変更はレンタル方式に係るものうち自動車の借入れ及び燃料費について行うものでございます。

第8条の選挙運動用ビラ作成の公費負担額につきまして、選挙運動用ビラ作成につきましてはビラの作成単価と作成枚数にそれぞれ上限がございます。今回の変更は、ビラの作成単価について行うものでございます。作成枚数の上限につきましては、公職選挙法において町議会議員選挙におきましては1,600枚、町長選挙は5,000枚と定められているところでございます。

次に、第11条の選挙運動用ポスター作成の公費負担額についてでございますけれども、選挙運動用ポスター作成についてはポスターの作成単価と作成枚数にそれぞれ上限がございます。今回の変更は、ポスターの作成単価について行うものでございます。作成枚数の上限につきましては、ポスター掲示場の数になります。

改正後の単価の詳細につきましては、附属資料を準備しておりましたので、そちらを御覧になっていただきたいと思います。

改正後の条例規定につきましては、条例の施行日以降にその期日を告示される選挙について適用しまして、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙につきましては、なお従前の例によるというものでございます。

以上が提案理由でございます。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 関連して質問しますが、町長選挙、町議会議員の選挙、県議会議員の選挙と選挙が続きますが、ちなみにこの間の新聞の報道によりますと、町議会議員の統一地方選挙の日程は4月23日予定、9日か23日かというふうに新聞に報道されましたが、その前に行われる町長選挙の日程というのは決まっていますか、それともいつ決まるのですか。まだ決まっていない。統一地方選挙はそんな感じで行われる予定だというふうに新聞では出ていた。

○委員長（館坂久人君） 選挙管理委員会事務局長、福島貴浩君。

○選挙管理委員会事務局長（福島貴浩君） 町長選挙の日程につきましては、まだ選管のほうでは決定をしておらない状況です。

○10番（山本幸男君） いつ決まるの。

○委員長（館坂久人君） 選挙管理委員会事務局長、福島貴浩君。

○選挙管理委員会事務局長（福島貴浩君） 任期のこともありますので、おおむね11月頃の選管定例会の時期に決定されるものと見込まれます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） ポスターの内容、このポスター、区分として印刷費と企画費と分けられていますけれども、我々は普通頼むときは分けないで一括で頼むのが普通ではないかなと思うのですけれども、これは分けた形を取らなければならないということ、企画費というのはデザインということなのかと思いますけれども、そういうふうに分けないともらえないのかなということ、ちょっとここを教えてください。

○委員長（館坂久人君） 選挙管理委員会事務局長、福島貴浩君。

○選挙管理委員会事務局長（福島貴浩君） 中村委員のご質問にお答えします。

経費公費負担でございますので、町議会議員候補者にそのままお金を交付するものではございませんで、業者と委託した契約書を基に役場のほうでそちらの業者のほうに支払いするという形になりますので、契約書の内容等作り方について詳細につきましては確認してそのようにしたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 選挙運動用ポスターというのは、候補者の顔写真、掲示板に貼る

ポスターかなと私は理解していましたが、それはそれぞれ候補者が作るものですよね。今の話だと、業者に直接支払い、何かいまいちちょっと話が合わないような気がするのだけれども。業者と契約して、あとは金は役場で払うのだよというふうになるのか、その辺がちょっと。普通はそんなことはないな。

まあ、いいや、後でもいいや。

〔「4月まででいいんだ」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、今の件に関しては答弁を保留して、後で報告をお願いします。

ほかにございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） さっきも質問いたしました、町長選挙についてやはり関心をもってもらうためにもっと早い時期に、あるいは統一選挙と一緒にというようなことも考えて議論を深めたほうがいいのかと私は思いますが、どうですか。任期はいつなの。統一選挙の対象にはならないの。局長が判断して言う事柄でもないと思いますが、いずれ統一選挙の日程も決まったものだから、速やかにその対応があったほうがいいのかという意見があったと委員会の中に伝えてもらえればいいのか。考え方を事務局長がしゃべるのであればどうぞ。

〔「意味が分からない」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、再開します。

選挙管理委員会事務局長、福島貴浩君。

○選挙管理委員会事務局長（福島貴浩君） ただいまの意見に対しまして、選管の委員会のほうでこういった意見がありましたということ伝えて検討させていただきます。

○委員長（館坂久人君） いいですか。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） ないようですので、議案第2号の質疑は終わります。

◎議案第3号の審査

○委員長（館坂久人君） 続きまして、議案第3号 令和3年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に入りたいと思います。

歳入の説明をもらい、質疑、次に歳出の説明、質疑と進めたいと思いますが、それではよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 異議なしと認めます。

それでは、歳入全般について補足説明があれば説明して、質疑に入ります。補足説明ありますか。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、議案第3号 軽米町一般会計歳入歳出決算について補足説明させていただきます。

〔「どれを説明するか教えてください。いっぱい資料があるので、どれなのか」と言う者あり〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） 全体的に補足説明ということでさせていただきたいと思います。

〔「資料はないの」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 概要について。

○総務課総括課長（福島貴浩君） そうですね。

○委員長（館坂久人君） 令和3年度軽米町一般会計決算の概要についてという資料がパソコンに入っていると思いますから、そこを開いてみてください。どうですか、開きましたか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、説明をお願いします。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、議案第3号につきまして補足説明をさせていただきます。

軽米町一般会計歳入歳出決算は決算概要の中でも説明申し上げましたところですが、町税は前年度から4,748万4,000円減の13億604万7,000円となったところがございます。主な増減につきましては、町民税が645万6,000円の増、固定資産税が5,846万5,000円の減、市町村たばこ税が452万7,000円の増などによるものがございます。詳細につきましては、担当課からご説明申し上げます。

続きまして、決算書のほう、決算書の15ページ、16ページを御覧願います。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。開きましたか。

はい、お願いします。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 7款の地方消費税交付金でございますが、前年度から547万3,000円の増で、2億764万9,000円となっております。

続きまして、17ページ、18ページを御覧願います。10款の地方特例交付金、

これにつきましては住民税の減収補填や自動車税の減収補填などであり、前年度より91万8,000円減の360万7,000円となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、1,197万3,000円の皆増となっております。

11款の地方交付税ですが、前年度から2億9,268万4,000円増の29億4,423万8,000円となっております。普通交付税が2億6,525万2,000円の増の27億1,447万5,000円、特別交付税が2,645万5,000円増の2億2,076万5,000円、震災復興特別交付税が97万7,000円の増の269万8,000円となったところでございます。

次に、23ページ、24ページをお開き願います。15款の国庫支出金でございますが、前年度と比較しまして4億7,738万4,000円の減、10億7,178万5,000円となっております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億4,590万3,000円の増、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金が9,560万2,000円の皆増、住民税非課税世帯等給付金給付事業費補助金が1億994万円の皆増となりました。特別定額給付金給付事業費、あと事務費補助金の8億9,394万6,000円が皆減となっております。

続きまして、29ページ、30ページを御覧願います。16款の県支出金となります。前年度と比較いたしまして9,037万7,000円減の2億9,981万3,000円となっております。これにつきましては、衆議院選挙執行委託金が1,375万4,000円の皆増となりましたが、介護施設建設に係る普通建設事業費の支出金5,201万8,000円の皆減、新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助金2,987万1,000円の皆減などによるものでございます。

続きまして、45ページ、46ページを御覧いただきたいと思っております。22款の町債でございますが、前年度と比較しまして2億7,100万円減の8億9,150万円となっております。これは、特別養護老人ホーム整備に係る一般事業債が事業の終了により2億1,000万円の皆減、一般補助施設整備事業事業債が3,720万円の皆減などがございます。

以上のことから、歳入合計では77億9,540万6,226円となっているところでございます。

補足説明につきましては以上のとおりでございます。

○委員長（館坂久人君） 歳入全般について補足説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

〔「町税の補足説明を」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） それでは、今歳入全般ご説明申し上げましたが、町税の部分について補足説明したいと思います。皆様のほうには令和3年度一般会計歳入決算（町税）説明資料ということで、A4の紙1枚用意してございます。また、パソコンのほうにもデータ資料ございますので、そちらのほうと、あと決算書につきましては11ページ、12ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、この表でございしますが、11ページ……

○委員長（館坂久人君） ちょっと待ってください。皆さん……

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） ペーパーと決算書を御覧のほうがいいかと思いますので……

○委員長（館坂久人君） いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） はい、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） よろしいでしょうか。すみません、失礼しました。

それでは、決算書の11、12ページ、町民税から固定資産税と市町村たばこ税まであります町税が一覧で決算概要がございしますが、これを1枚のA4の用紙のほうに転記いたしまして、昨年度の実績との比較という形で表を作成しておりますので、そのペーパーのほうを基にご説明したいと思えます。

まず最初に、町民税、個人でございします。これにつきましては、前年度に比較しまして476万8,000円、1.7%の増という結果でございします。増減要因といたしましては、納税義務者数は9人ほど減となりましたので、均等割のほうは若干の微減ということでございしましたが、所得割のほうが増というふうになっております。主なものは、給与所得の総所得が3億7,171万4,000円の増収、増益、あと営業所得ということで養鶏業等だと思われるのですが、この所得の増、そしてその他の所得といたしまして年金所得者の増というふうなものが要因と考えられております。

続きまして、滞納繰越分でございします。これにつきましては、214万3,000円の減、43.5%の減となりましたが、滞納整理といえますか、勤労者の督促収納に当たりましては、当然ながら現年課税もございしますので、そちらの収納を第一に進めながら、未済額が繰越しにならないようにというふうな形での努めを行ったことによりまして、滞納整理件数も減少となりまして、金額はこのようにちょっと収納率は下がっている次第でございします。

続きまして、町民税で法人の部分でございします。現年課税につきましては、35

7万1,000円、7.3%の増となっております。業種によりますと、ブローラー関連業種の増収あるいは建設業、設備業の増収益が要因と考えられます。

次の滞納繰越分でございますが、これは26万円の皆増ということで、これは2社が滞納、繰越ししておったのですが、1社が完納いたしまして、その部分が26万の収納となっております。残念ながらあと1社、5万円の滞納がまだ残っておりますが、これについても引き続き滞納整理に努めてまいります。

次に、固定資産税でございます。固定資産税が一番大きいウエートを占めるわけでございますが、昨年度と比べますと6,304万6,000円、6.9%の減となっております。この要因につきましては、昨年、令和3年度は3年に1回の評価替えの年でございますので、各土地、家屋、償却資産とも減額になっております。土地につきましては、評価額の下落、かなり地価が下落しておりますので、それに伴う要因で調定額の比較でございますが、318万9,000円の減となっております。

家屋につきましては、調定額は899万6,000円の減。評価替えによる減が1,153万8,000円と大きいウエートを占めておりますが、新築家屋も非木造6棟含めて35棟で327万3,000円の増、それから逆に滅失、なくした家屋が43棟で、73万1,000円の減ということとなっております。

なお、償却資産が今一番ウエートが高いのですが、5,781万5,000円の減、これにつきましては再生可能エネルギー、太陽光パネル関連の施設が年々減価してまいりますので、その部分での減がほとんどでございます。

滞納繰越分でございますが、461万2,000円の増、66.2%。これにつきましては令和2年度、コロナの特例の猶予というのがございまして、987万3,000円完納いただきましたので、それが大きな増要因となっております。

あと、国有資産等所在市町村交付金及び納付金、これにつきましては前年度並み。これにつきましては、岩手県と医療局の持つ住宅といいますか、そういった施設がございまして、その部分が民間のアパートと同じような経営されているということで、本来固定資産税等の課税はしないわけですが、そういったものについて交付金という形で納付という形で税の位置に加えられております。これについては、評価額のいずれも減ということで、3万1,000円の減となっております。

次に、軽自動車税です。環境性能割、いわゆる自動車の取得税交付金がなくなったわけですが、それに代わるものとして登場したのですが、取得件数が前年に比較して2件の減となっておりますが、金額は1万7,000円の増となっております。これは環境性能ですので、当然環境に優しい部分については税率が低い、非課税もありますし、その1%、2%という形で区分ありますので、取得件数だけでなくそういった内容のものによりますので、総件数との比例とはなっておりま

せん。

裏面を御覧いただきたいと思います。軽自動車税の今回は種別割ということでございます。昨年に比べまして23万5,000円の増、0.7%増となっております。これにつきましては、4輪車両の更新がされておるわけですが、標準税率適用の台数が増えた。いわゆる税率の見直しで旧税率の車両が減って、新しい税率に変わっていったという部分が増要因となっております。4輪の乗用の登録といいますか、課税台数は20台減となっております、旧税率のものが129台減少、逆に標準税率が適用になる部分が128台増と、新しく129台が更新されたような形でございます。あと、軽課分、いわゆる電気自動車等の車両は21台の減となっております。

貨物については、課税台数の増減はございませんでした。旧税率が120台減少し、標準税率が78台増と、逆に重課分ということで、13年を経過すると1.5倍ほどに税額がアップするわけなのですが、それが42台の増となっているという部分も要因の一つでございます。

あと、原付、2輪車、小型特殊自動車等については横ばいで推移しております。

次に、滞納繰越分につきましては25万4,000円の減、54%の減となっております。

続きまして、市町村たばこ税でございます、これにつきましては452万7,000円、7%の増となっております。販売本数につきましてはやっぱり年々減っております、これについても3万5,000本の減となっております。しかしながら、税率が見直しが継続してまいりまして、令和3年度と令和2年度で比較しまして1,000本当たりの税率が430円ほどアップしております。したがって、本数は減りましたが、税率が高くなったことから増となっております。

それで、町税全体を合わせまして現年課税分が12億9,120万8,000円、昨年に比べまして4,995万9,000円、率にして3.7%の減となっております。徴収率につきましては、前年度と比較しますと0.4%の増となっております。

一方、滞納繰越分につきましては1,483万9,000円の決算でございましたので、昨年より247万5,000円の増となっております。徴収率につきましては、2.3%の増ということでございます。

これを合わせました町税全体では13億604万7,000円となりまして、4,748万4,000円、3.5%の減という結果となっております。徴収率につきましては、前年比較で0.2%の増となっております。

あと、税目ごとの収納率、徴収率につきましては、決算書12ページのほうに記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上が町税の補足説明になります。

それから、決算書のほうでございますが、ページをめくっていただいて17ページ、18ページをお開きいただきたいと思います。その中で10款の地方特例交付金というのがございます。よろしいでしょうか。その中に2項として新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というものが、新たにこれは令和3年度に交付を受けた交付金となっております。これにつきましては、過去の議会等でもご説明申し上げておりますが、固定資産税のコロナ関連による業績不振に伴う特例の減収対策というものがございまして、それを令和2年度末に申請を受け付けて令和3年度の課税でその特例軽減を行ったわけですが、その際に1,195万7,000円の減収を見込んでおりました。その部分が今回国から交付を受けたという形で、同額ではない、若干これは予算の関係もあって傾斜配分を、少なければそれを傾斜で増やすし、逆に多ければ圧縮というふうな形の算定式になっておりまして、一致はいたしません、1,197万3,000円の交付を受けたところでございます。

以上が主な町税と、あと新規の交付金についてのご説明となります。

続きまして、歳入の不納欠損の資料ということで、不納欠損の状況ということで資料を提出しております。ペーパーでは出していません。端末のほうを御覧いただきたいのですが、令和3年度の不納欠損の資料ということでちょっとお開きいただければと思います。

○委員長（館坂久人君） 皆さん、開きましたか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） お願いします。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） それでは、不納欠損の説明ということでございますが、決算書では11ページ、12ページにございますが、各税目がございまして、12ページの真ん中に不納欠損額という部分が各税目ごとに金額を掲載しておりますが、それを資料にしたものがこのA4の1枚物というものでございます。

まず、不納欠損ということで、普通会計といいますか、一般会計の部分では74件、380万9,399円が不納欠損となっております。

不納欠損の町民税から申し上げますが、内容といたしまして、どういった理由で不納欠損になったかということで理由が3つございまして、地方税法の規定によります1号、2号、3号がありますが、財産がない、あと生活困窮、それから所在不明というこの3つに分けられております。この3つに分けられているというよりも、3つに分けた形で滞納処分の執行を停止しているという中で、その執行停止から3年を経過すると不納欠損しなければならないというルールとなっております。

あともう一つは、消滅時効ということで督促を發して10日経過した以後完納しない場合、当然財産等差押さえしなければならぬというようなルールになっておるのですが、その部分ですね、何もしないで5年を過ぎると消滅時効ということで時効になります。当然そういうことはありません。当然、事務等何もしていないということになりますので、それはございませんが、こういった滞納処分の1号では財産がないということで、いろいろ調査するわけですがけれども、どうしてもそういった換価できる財産がないよといった場合が1号、あと滞納処分することによって、あるいは給与等差し押さえることによってその人が生活ができなくなるといった場合を2号、あと3号については滞納者が所在が不明あるいはその財産が共に不明というような場合というふうに定義がされております。

町民税につきましては5人、38万8,367円の不能欠損となりました。固定資産税につきましては58人、331万6,000円、軽自動車は11人、10万5,032円、合わせて74人で380万9,399円というふうになっております。

あと、国民健康保険税につきましては、同様に8人ということで204万5,200円の不納欠損ということで落としましたということになっております。

いずれにつきましても、滞納処分のほうも進めなければならぬということで対策は実施しておりますが、いかんせんそういった資力がない場合等もございまして、事業活動を停止すればさらにまた逆の不合理が発生するということもありますので、なかなかその辺は慎重な対応をしながら滞納処分は努めていかなければならぬということを考えておりますし、県の滞納整理機構との連携も深めながら徴収対策は徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、補足説明は終わります。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 滞納処分の今説明をいただきましたけれども、固定資産税の部分でもなのですが、財産なしというのはこれは破産宣告を受けたとかそういう方ですか、固定資産税がかかるということは資産があるような気がしますけれども。

○委員長（館坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） ただいまの質問でございまして、財産なしというのは換価できる、いわゆる税に充てることのできるような財産がない、調査した結果ですね。当然生活に支障あるものは差押えできませんので、そういった調査、搜索をした結果、財産はなかったというふうなものでございます。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） 固定資産税の収納率が99.07%という結構高い収納率だな  
とは思いますが。県の滞納整理機構にお願いしているというか、移管した方は、金額  
とか、件数とか、分かれば聞きたいと思えます。
- 委員長（舘坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） 機構に今移管しているのは3件ほど  
です。金額については今データ持っていませんが、いずれその方については機構と  
連携して取り組んでいるということでございます。
- 委員長（舘坂久人君） よろしいですか。  
中村委員。
- 4番（中村正志君） 今の税の関係で説明いただいた中でちょっと教えてほしいのです  
けれども、町民税の個人が476万8,000円の増ということ、このことはすな  
わち町民の、これは個人だけなのですけれども、町民全体の中での所得の向上とい  
うふうなことが言えるのかどうか、それが1つ。  
次に、所得割額の増の中に、給与所得者は分かるのですけれども、養鶏業等営業  
所得者という方がいらっしゃるようなのですけれども、どういう方なのか。個人  
ということなのか。養鶏業は法人かなと思ったのですけれども、このことの2点教  
えてください。
- 委員長（舘坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。
- 会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） 町民全体で所得がぐっと上がったか  
ということになれば、この数字からいけば上がったように見受けられますが、総所  
得が上がっていますが、例えば扶養控除とかそういった控除部分もあつての税額の  
計算になりますが、いずれ総所得自体は増えているということですので、そうい  
うふうに受け取る部分はいいのかと思っております。税額が上がる要因は、例えば  
控除額がぐっと下がる場合もあるわけですけれども、今回この所得が増えたとい  
うふうな説明しておりますので、そうなります。  
養鶏業等営業所得というのはブローラー、個人事業主です。法人については法人  
税になりますので、個人の、これは個人事業主のブローラー業が農業所得ではな  
くて営業所得に分類して申告受けているので、そういった形で計上になっております。
- 委員長（舘坂久人君） 中村委員。
- 4番（中村正志君） 町民の所得の向上というふうなものに言えるのではないかとい  
うことでしたけれども、ある資料を見たときに軽米町が岩手県の中でもかなり下位で  
あるというふうな数字がある方からもらったのですけれども、数字だけが上がっ  
てはいるのだけれども、ほかにも逆に言えば上がっていて、順位的にはそんなに変わ  
らないものなのか、その辺はどのように見ておられるのか教えてください。
- 委員長（舘坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） 統計数値についてはちょっとそこまでは把握しておりませんが、多分、あれは推計の所得ということになると思います。実際の所得がこのぐらいありましたというランクづけではないはずですので、その推計の手法等によって、いずれにしてもまず確かに下位のほうだったという記憶はございますが、ちょっと詳細な部分、そこは分かりませんが……  
以上です。

○委員長（館坂久人君） それでは、ちょっと休憩します。  
午前10時55分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、再開します。  
質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「歳入全般でいいですか」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 歳入全般で。  
中村委員。

○4番（中村正志君） 歳入、これ全然見ていないのでどこに書いてあるか分からないのですけれども、ただ、今年の2月あたりに旧円子児童館を売る何かが出てあったような気も……どこかに決まったのではないかと思うのですけれども、そのそれはどうなったか、もしどこかに書いてあるのであればそこを見ながら内容を説明いただければと思います。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの質問にお答えします。

決算書のページ数は38ページを御覧ください。17款財産収入、2項財産売払収入、4目不動産売払収入、節は土地売払収入でございますけれども、土地、建物売払収入として830万円を収入として上げてございます。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） この中には土地と建物というふうなものが含まれてこの分だということですが、そこでちょっとお伺いしたいのですけれども、私もよくは内容をちゃんと熟知しているわけではないのですけれども、旧円子児童館には以前何か円子の創年だったか、何だかという団体が事業を起こすということで役場のほうから1,000万円だかの補助金をもらって何か事業をやっていたのです。そこで、何か施設整備をしてその旧円子児童館に特産品開発等も含めて使われていたというふうなお話も聞いたのですけれども、そういう高価なものであれば、それがどこに行ったのかどうかもよく分からないのですけれども、それも簡単にどこかに移せるようなものではないような気がしたのですけれども、その辺がどうなっていたのか、

それが無い状態の中で売り払っていたのか、ちょっとその辺分かれれば教えていただきたい。

○委員長（館坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） 確かにそこではそういった事業を営むということで機器等も整備したりいろいろキッチン周りを改造してやったようでしたが、その事業はなくなったわけで、その機器等については処分といいますか、町のほうで引き取った形、寄附していただいたような形で、そういったものは一切処分した後に評価いただいた金額で入札をして売り払ったという経緯です。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、町のほうで引き取ったと、どこかに置いて何かに活用しているということですね。それ1点と、あのときの補助金が町単独の補助金だったのか、国から来た補助金だったのか、よくは分からないのですけれども、1,000万というのは多分町単独だったのかどうか、ちょっとあれですけれども、もし何かそういうのが、補助金というのは何か割と制約というのがあって、やってから何年経過するまでは処分できないとか何とかって、学校なんかよくそういうことで名義を替えられないとか、あれを変えられないとかとよく言われていますけれども、その辺のところは、その1,000万円の補助金も何年も前では、10年も前ではない、四、五年前だったような気がするのですけれども、その辺の状況は大丈夫だったのでしょうか。簡単にそんなに町で引き取って、もうその団体はなくなってしまったとか、1,000万円という金額にすれば結構大きな金額だなと思っているのですけれども、その辺の制約等には違反は……違反という言葉当てはまるかどうか分からないけれども、しなかったのかどうか、まずお聞かせ願えればなと。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

詳細につきまして調査いたしまして、報告させていただきたいと思います。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

西館委員。

○2番（西館徳松君） 今の児童館の件なのですけれども、ガスの配管やっているそうです。それが役場に頼まれてやったのが、連絡がなくて外せないでいたそうです。ガスの配管、連絡しなかった、多分。ガス屋が言っていたから。そこら辺も何とかやったほうがいいのではないかなと思って。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの西館委員のご意見に対しましても、ちょっ

と調査しまして、回答させていただきます。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 町で廃校とかそういうふうになったものの処分というのがこういうふうな形でやるのがあまりなかったなと思っていましたけれども、逆に言えばいいことかなと。町で小学校なり学区なんかも含めて廃校になったりしてそのままに、全然手もつけないで草ぼうぼうになったりとか、老朽化して使い物にならないというふうなものが町全体とすれば結構あると思うのですけれども、今後これを機会にしてそういうふうな土地も含めて町民に還元するといいますか、そういうふうな形で処分していくというふうな方向性をお持ちでこういうことに踏み出したのか。私はどんどんやっていくべきではないのかなというふうな気はするのですけれども、その辺の考えはないでしょうか。特に旧小学校とか中学校というものの校舎等も含めて、まずどんどん処分できるものは処分して、欲しい人たちにはもう売却していくというふうなこともあってもいいような気はするのですけれども。この前の一般質問の中でもそれこそコート、グラウンド等の跡地を住宅の敷地にしたらどうかというふうな話も出たりしていましたが、そういうふうなことも当然考えていくべきかなというふうに思うわけですが、これを機会にそういうふうなことも考えてはいかがかなと思っていましたけれども、ただただこれだけは単発的なものなのかどうか含めてちょっとお考えを教えてください。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 今回のこの旧円子児童館につきましても単発的な事業ということではございませんで、こういった部分、要望等があれば売払いについても随時検討していくということで、処分の検討を重ねております。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 今の児童館ですが、児童館のときに遊具なんかもあったと思うのですけれども、大分年数がたっているからだけれども、多分処分したのかなと、使えるものは使う、昨日の説明でも10個あったけれども、4つを持ってきたとか言いますが、そういったちょっとした遊具でも利用できれば防災センターあたりにちょっとやれば子供たちが遊べるとかそういったことも考えられると思いますが、遊具なんかはもう駄目だったのかな。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 旧円子児童館における遊具につきましても、使用できない状況になっておりましたので、移設して改めて対応するようなものではなかったです。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 15、16ページのゴルフ場利用税交付金ですけれども、昨年に比べて大分増えているようなのですが、これは利用者がいっぱい増えていることでしょうか。何人ぐらい。

○委員長（館坂久人君） 会計管理者兼税務会計課総括課長、日山一則君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問です。ゴルフ場利用税交付金が大きく伸びているのは、昨年度、コロナの関係で納税猶予ということと1年間の交付を待ってほしい、あるいはゴルフ場利用税を納付ができなかったということ、県のほうに。それで交付金も来なかったということ、今年がぐっと大きくなっております。それを平準化すれば大体1,500万円程度の経常的な収入というふうな形になっているものです。利用人数についてはちょっと把握しておりません。税率が700円、800円ですので、掛ける人数の部分が反映されるというような形ですので、すみませんが、ちょっと人数については今資料ございませんのでお答えできません。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、歳入全般についての質疑を終わります。

それでは、次に歳出に入ります。歳出は款ごとを基本としながらも項ごと、目ごとと科目の量によって進めたいと思います。あわせて、主要施策の主な事業の説明を一緒にお願ひすることによってよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 異議なしと認めます。

それでは、総務費からお願いします。

総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） それでは、紙でお渡ししております令和3年度主要施策の説明書でご説明を申し上げます。

資料の1ページをお開き願ひします。2款総務費、1項総務管理費でございます。

(1)番、ふるさと納税の推進でございます。1,267万9,000円でございます。ふるさと納税ポータルサイトの活用により事務の簡素化を図るとともにオンライン決済を導入し、カード決済やコンビニ納付など多様な納付形態に対応可能となり、寄附者の利便性を図っております。

令和3年度は2,146件、2,469万4,000円の寄附実績となっております。

続きまして、2ページ、軽米町情報通信基盤整備運営事業、事業費3,151万8,000円でございます。情報通信基盤整備事業により構築した光ファイバー網を活用した各種情報通信サービスを継続するため、同施設の保守管理業務を行うとともに、告知放送端末の活用により各種行政情報発信の充実を図ってございます。

続きまして、かるまいテレビの事業になります。事業費が1,793万9,000円でございます。情報通信基盤整備事業により構築した光ファイバー網を活用した「かるまいテレビ」を運営し、議会をはじめ主要事業の録画放送や行政情報の発信により行政サービスの向上を図ってございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課町民生活担当課長、戸草内和典君。

○町民生活課町民生活担当課長（戸草内和典君） それでは、町民生活課分、2款1項6目の交通安全対策費について説明申し上げます。

主要施策の説明書のページは2ページとなっております。決算書は62から64ページになっておりますので、よろしく願いいたします。

高齢者運転免許自主返納促進事業として、高齢者の免許返納者に対しまして2万円の商品券を交付しております。昨年度につきましては、29名、58万円の交付実績となっております。

続きまして、交通安全対策費として、主な事業につきましては交通安全対策関係団体への助成、こちらは二戸地区交通安全協会軽米分会に対する補助金を交付しております。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 51、52ページの町長交際費についてお伺いします。

交際費の支出はホームページなんかにも公開しておりますけれども、お土産を購入したということで端数までついて領収書添付している例と、お土産購入費として3,000円とかというふうに切りのいい数字で出ているのもあるのですけれども、交際費というのは領収書は、慶弔費については出さないかとは思うのですけれども、何か購入した場合は必ず領収書をつけることになっていませんか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 交際費の公表につきましては、ホームページで公表しております。ただ、この領収書の公表についてはしていない状況にあります。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 領収書をつけることになっているかどうか、お聞きします。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 領収書の原本を公表するという事には至っていないと理解しております。

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前 11 時 29 分 休憩

—————  
午前 11 時 30 分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 一般管理費、53ページ、12節委託料のところに弁護士委託料60万8,048円というのがあります。これはどういう、年間の委託料なのか、昨年度裁判があったと思いますけれども、使い道というか内訳をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 内訳につきましては、ちょっと調査して説明いたします。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 金額的なことは調査してお願いします。前に議会にも報告があったのですけれども、町が訴えられた件、それから町長個人が訴えられた件は裁判の行方がどうなったのか、ちょっと分からないのですが、町が訴えられた件についてはこの中に入っていますでしょうか。その結果が今どうなっているか、お聞きします。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 同様に、今の質問の件についても後で回答させていただきます。

○委員長（館坂久人君） 後で。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 旅費についてお伺いします。旅費、実費によるというふうになっていたと思うのですけれども、例えば60歳を過ぎると高齢者の割引がある、カードで買えばたしか30%引きぐらいになるのですけれども、そういう場合の取扱いはどうなっていますでしょうか。東京とか遠くに出張する方はそれで割引のある切符を買うと思うのですが、それともやっぱり通常のあれで払っているのでしょうか、通常の交通費で。

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前 11 時 33 分 休憩

-----  
午前 11 時 33 分 再開

○委員長（舘坂久人君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 旅費の割引の件につきましては、そのカードは個人で所有をしているものなので、役場とすればその実費と申しますか、安くない普通の料金で支払っている。

〔「規定があるんだよね」と言う者あり〕

○委員長（舘坂久人君） よろしいですか。

〔「使えばもうかるんだ」と言う者あり〕

○委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 主要施策の説明書の中でふるさと納税の寄附金額ですけれども、令和3年度は2,469万4,000円ですけれども、その前、令和2年度は多分、私の記憶では2,100万円前後だったと思いますけれども、2,000万を超えてからここ二、三年、それ以上に伸びていないような気がします。私もたまたま一般質問でこういうふうなことをやったらどうかというようなことも提言しておりますけれども、岩手県でももう億単位のところがいっぱい出てきています。それで、私は恐らく職員の方だけの対応では限界があるのかなと思っていますので、地域おこし協力隊の方を招致して、そういったことを専門的にやるような募集の仕方をしていいのではないかとということも申し上げたこともございますけれども、そういった形で取り組んだほうがいいのではないかなと思います。今年かな、地域おこし協力隊の方も何人か募集ということだったと思っておりますけれども、現在その辺はどうなっているのか、これからそういうふうな方向に進めたほうがいいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（舘坂久人君） 総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、令和2年度の寄附金額でございますが、2,375万9,000円ということで、今年度に比較しますと3.9%、4%弱伸びているというふうな状況でございます。

あと、地域おこし協力隊などを活用したふるさと納税の推進につきましては、現在もふるさと納税の返礼品に係る業務ですとか、そういった業務にも当たっておりますし、ご指摘を踏まえまして新たな協力隊の活用などについても検討してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

○委員長（舘坂久人君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 今、地域おこし協力隊の方は2名来ていますけれども、産業開発、ミル・みるハウスのほうで活躍していますけれども、彼らが来てからいろんな食品の開発とかやられてミル・みるハウスの売上げ等もかなり伸びているのかなと思っております。最近は本当にミル・みるハウスに行けばお客さんも物すごく来ていますし、商品の陳列もいいですし、そういった部分でやっぱり専門的に関わっていけばそういうふうに伸びていくのかなと思いますので、ぜひふるさと納税の部分にも地域おこし協力隊の方を招致して特化してやればいいのかと思いますので、ぜひやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 茶屋委員の貴重な提言、大変ありがとうございました。今後ともただいまの意見を生かしながら、さらにパワーアップしてまいりたいと思います。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 交通安全対策についての説明ございました。その中で高齢者の方の運転免許の返還が29名。私、たまたま返還した人に出て話を聞いたら、いやあ、山本さん、返還しないほうがいい、返還して俺は失敗した、まず生きる力がなくなったというような話を聞きました。返還することが自由意思というようなことで進めているように見えますが、私は返還することを勧めることも一つですが、後期高齢者、私みたいな高齢者に対する運転の仕方の講習を随時行うとか、そういう形で高齢者社会への対応というのはどうだかなと私は思っています。したがって、返還することが必至だというような指導でなく、教育、指導というようなことにも力を入れるべきだなと、私は自分のことも含めてそう考えていますが、その辺の対応はどうか、どう考えていますか。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） ただいまの山本委員の質問についてお答えいたします。

まず最初に、高齢者の運転指導につきましては、これは町とは別に県のほうの公安委員会のほうで高齢者の免許更新の際にそれぞれ高齢者の運転指導を行っております。

町で今やっている事業につきましては、高齢運転者の免許証の返納をしなさいと促進しているのではございません。本人がもう運転することがちょっと難しくなったので免許を自主返納した方に対して、返した後の交通費の役に立てばいいということで2万円、少ない金額なのですがけれども、その金額を助成するという、本来は返してほしいというのが主なる目的ではなくて、返還した方に対してその2万円手

当てするという事業となっているということをご理解いただきたいと思います。お願いします。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 説明は分かりました。免許の更新のときは、高齢者の場合は最近は別に様々な教育がございました。その教育を受けて交付というふうな流れですので、それはそれでいいですが、全て免許の返還が随一だというふうな指導、考え方ではなく、もっと柔軟に、高齢者社会ですから、教育とか指導の機関も独自に設けて、結果的に交通安全になるような機会も増やすというようなことも必要ではないかなと思いますので、答弁は要りませんが、私の現状の訴えを終わります。

○委員長（館坂久人君） 答弁されますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 山本委員の意見を今後の交通安全の推進のほうに生かしていきたいと思いますので、ありがとうございました。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今の山本委員の意見に関連しまして、私も一般質問の中でちょっと軽米町は住みやすいか、住みにくいかという中の町民意識調査の中で住みにくいというふうな理由の中に今のお話が記述されていまして。免許を返納して大変困っていると、だから住みにくくなったと。そういう理由も一つちょっと受け止めるべきではないのかなと。

そこで、2万円の、これは多分一時金ではないかと思うのですけれども、ただ、その方は1年だけではなく、まだそれから先、長く生きられる方だと思うのですけれども、早く返納すれば全然身動きができない、軽米みたいに交通の便が悪いところは身動きができない。だから、ちょっと行くにも運転できないからどこにも行けないと。それが本音ではないのかなと。私もそういう話もある方から聞いていました。ですから、一時金ではなく、ただ、そういう方、高齢者の人たちはやっぱり免許を返納して交通事故を防ぐというふうなことは、それはそれでいいと思うので、一時金ではなく毎年タクシー代として2万円ぐらいずつは支給するとか、そういうふうなことで免許を返納してもそんなに不便をかけないで動けるよというふうな考え方をしてもよろしいのではないかなと。それが住みにくいが住みやすいにつながるのかなということを私は感じましたけれども、その辺はお考えはないでしょうか。今後のことですけれども。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 先ほど中村委員がおっしゃったとおり、これは一

時金として支払っている制度でございます。先ほど言ったようにこれは自主的に免許返納して、最初にまずそういう高齢者の交通事故を本人が自主的に返納するきっかけとして考えておりました、今中村委員が言ったことにつきましては免許を持っている方でなくて、免許のない方についても同じような交通に対して不便だと考えているものがあると思いますので、運転者だけに限らない部分で検討しなければ解決できない問題だなと考えております。今、取りあえず交通安全の担当課としては高齢者の事故等を防止するための免許を返すきっかけになればいいということで考えて今こういう事業を展開していることと、高齢者の交通について全部補助することとはちょっと、交通安全の立場だけでは答弁できない部分もございますので、ご理解いただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（館坂久人君） それでは、今の件について政策的な……

○4番（中村正志君） 今の解釈がちょっと違うみたいなので、ちょっとそこを……

○委員長（館坂久人君） ちょっと待って、さっきの質問に対して政策的なこともあるから、町長から答弁を求めたいと思います。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 高齢者に返納していただくということに関しましては、交通安全、いろんな面で役立つというようなことでご協力をいただいておりますけれども、返納した後の状況等もくまなく調査いたしながら、その後どのような交通手段を使っているか等も勘案しながら、町民バス、様々な総合的な検討はしてみたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 大局的に広い意味で捉えていただいたということはいいことなのですけれども、私が言っているのは別に免許がない高齢者全部というわけではない。別にいまや80歳以上ぐらいになればタクシー券をおあげする人たちにもあるみたいですから、それはそれでいいのですけれども、ただ、今は免許を返納することに対してメリットがあるか、ないかということのほうを私は言っているのであって。というのは、自分は大丈夫だと思っても事故を起こしているのが今、世の中の高齢者としての大事故になっている。だから、それを防ぐために免許の返納ということは今勧めているのではないのかなと。その辺の趣旨をもう少しわきまえて、私自身ももう70歳近くになっているのだけれども、ふっとやっぱりおかしいという状況、ぶつかる可能性もないわけではないというような、私の年代でもそう。それが80歳でも目と頭さえよければ免許は更新できるのですけれども、自分はいいと思っても実際はどうなっているかということは、事故ですから、万が一ということもあるから、だからそういう人たちがいち早く免許を返納して万が一の事故

にならないようにというのがこの免許返納の趣旨ではないのかなというふうなこと。ですから、その辺のところはちょっといまいち理解されていないように今説明を受けるのですけれども、ですからそういうふうな人たちが、自分が取った免許を返納するのですから、その人たちが返納するには勇気が要ると思いますから、その人たちに対しては今後、毎年でもいいから、タクシー代でもいいから2万円ずつ毎年上げますよとかというふうなやり方をすれば、ああ、俺免許返したけども、毎年2万円ずつもらえるから、どこかに行くときはそれ使えるよというふうな気持ちにはなるのではないかなというふうに私は思ったので、ちょっとそういう提案させていただいたのですけれども、それが免許がない人も一緒にするというのであれば、それはまた別問題の話であって、それではないなというふうなことを感じていました。そういうことをちょっと考え違いしないでいただきたいなと思いますけれども、その辺はいかがですか。免許返納の趣旨についてはどうですか。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 今、中村委員からのお話を聞いて、私もちょっと答弁で行き違いあったこと、申し訳ございませんでした。先ほども免許返納するきっかけとして、先ほどと同じなのですが、その後のことについてちょっと、私のほうでもそういう声も聞いたことがないわけではないのですけれども、そういう人たちも含めて今後課題として検討したいと思います。検討します。

○委員長（館坂久人君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 今様々、中村委員も意見をしゃべる、また当局も答える。私もいろいろ聞いていて、大変返納した方の不安というのか、不便さ、私も周りから、知人などがいて聞いているのですが、ただ、さっき課長が答弁したように、何か町民から見れば、免許を持っている人が返納したことによってその人が優遇受けているというふうな印象を持ちかねないよね。だから、慎重に検討しないと、初めから免許を持っていない人はどうですか、健康で町民バスなり、コミュニティバス利用している、頑張っている生活している方等も多々多いと思いますので、歩けるうちはあまりタクシー使わないで、自分の力で、バスなんか利用して活動しているという高齢の方もあろうと思うので、そういう方等から見れば特別待遇みたいな感じで、以前免許を持っていた方が返納したことによって毎年優遇されているというような印象を持たれると、私は行政の相方として大変禍根を残すのではないかなと思われま。これは個人の感想ですけれども、その辺も含めながら慎重に検討、対応しないとまずいのではないかなという感想を持ちました。いかがですか。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 先ほどの私の説明、大変言葉不足で、誤解を招く発言をして、大変申し訳ございませんでした。

総合的に今のことを整理してお話ししますと、免許返納、自主返納については、そのきっかけとして、返納しようというきっかけとなればという……それが高齢者の事故防止につながるということが最初の目的だと私は思っておりました。ただ、その目的によって、確かに中村委員が言うように、その後のアフターケアについては、うちのほうはやはりきっかけでも事故防止につながるということでそこで止まっておりましたけれども、ただ、それで今言われて、私も簡単に検討しますと言いますけれども、細谷地委員が言ったとおり、検討するには全町民が納得する、平等というか、車だけではない、そういう部分も含めた判断していかなければいけないということで、私もちょっと早急な発言をしたこと、この場を借りて訂正させていただきます。

今の委員の話、自主返納した方であっても、町内の方とちょっと距離がある方とか、住む環境によっては平等というようことはなかなか取るとは難しいと思いますので、そういう細谷地委員のほうからアドバイスいただいたとおり、住民等との納得がいく平等性という、やはり行政なので平等になることも念頭に入れた上で検討したいと思いますので……大変申し訳ございませんでした。

〔「了解」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 交通安全に関連して64ページですか、交通安全施設の設置工事というのが百九十何万だか出ていますけれども、どこをやられたのか、どこをどのようなことをやられたのか。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） こちらにつきましては、歳入の18ページの中に交通安全対策特別交付金ということでこの金額が町のほうで受けております。その交付金を受けまして、交通安全施設の整備ということで地域整備課で整備いただいておりますので、詳しくは地域整備課のほうにお願いしたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

交通安全施設の設置工事ということで199万9,800円支出してございます。これにつきましては、場所等につきましては町内全域にわたっております。基本的には、摩耗して見えづらくなったセンターライン、サイドライン、横断歩道を再設置しているものでございます。回答とさせていただきます。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） そこで、自分の地区のことをお話しさせていただきたいのですが、私は下新町に住んでいて町内会の役員会をやると、毎回出る、そのの沢通

りが非常に交通量が激しくて、スピードを出している人たちが多くて非常に危ないということが毎回出ております。何とかならないものかということで、自前でスピード出さないでとかという、自前で看板つけたりはしているのですけれども、それも薄くなって見えなくなったりしています。

そこで、分かっているかどうか分からないのですけれども、門前地区のところに看板があるのですよね、門前地区に、いちい荘の手前の辺りに。何かあれが自前というか、役場でやったような看板でもないような看板があるのですけれども、交通安全、事故防止の関係。それがそこだけではなく、何か笹渡のほうにもあるとか、その看板はどこで設置したのだろうかというふうな話がよく出ているのですけれども、それらは気がついていませんか。もしそういうのはどこでやったのか分ければ教えてほしいのだけれども、分かりますか、場所は。

○委員長（舘坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 中村委員の質問についてお答えいたします。

その看板につきましては、毎年5月に交通安全の対策協議会ということで、危険箇所点検等を行っております。設置した場所を聞いたところ、どちらも県道となっておりますので、岩手県の土木センターのほうで要望あった箇所に看板を設置いただくものだと思います。

○4番（中村正志君） 県でやっているということ。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（舘坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 県でやっているということですが、自前でやっているような、本当に業者に頼んでやるぐらいの関与でないような気がしていました。それを見習って軽米町でも同じような、例えば沢通りとかそういうふうな場所にも同じような看板を取り付けてはいかかなということで、私、ここで提案させていただきたい。ただの看板を作って、あとは何か手作業でやっているようなやり方をしているなどというふうに私は見ていましたけれども、センターライン等も必要かもしれないけれども、そういうのもあっていいかなと思いましたので、要望したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（舘坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 沢通りの件につきましては、区長会議の要望の中にその看板、スピードが出るということで困っているということは相談されておりました。それで、こちら側の回答としまして場所を、あそこは特にも看板設置する場所がなかなかないので、看板を設置する場所を提供いただければうちのほうで注意喚起の看板は設置したいと思っておりますというような回答をさせてもらっていたので、設置できる場所を見つけてもらえればうちのほうで、多くは立てられない

かもしれませんがけれども、そういう設置については協力できますので……

○4番（中村正志君） 準備はできていました。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 結局……

○4番（中村正志君） 実際看板を立てていましたから、今のところに立ててもらえればいいですか。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） そうですか。場所を教えていただければうちのほうで場所を確認して……

○4番（中村正志君） 区長に相談すれば、すぐ解決します。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） では、後で協議させてもらいます。

○委員長（館坂久人君） 1項、まだ質問はあるみたいなのですが、午前の部はここで終了して1時まで休憩に入りたいと思います。

午後 零時01分 休憩

—————  
午後 零時58分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、午前中に引き続きまして会議を再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君より発言の申出がありましたので、許可したいと思います。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、午前中に回答を保留していた部分を最初に説明させていただきます。

まず初めに、町議会議員の選挙運動の公費負担に係る部分で、ポスターの部分はどうかということについて質問がございましたけれども、定例会の議案第2号の資料の中に掲載している部分につきましては公費負担ということになりますので、今まで議員の皆様はポスター作るときも自分で直接支払っていたと思うのですが、今回からは印刷会社と契約していただきまして、枚数に応じて役場のほうに請求が来るということで、上限があるのですが、これについては直接お支払いします。それ以外の部分については個人で負担させるということになるので、公費負担ということなので、経費については全て、燃料代につきましても役場のほうで支出することによってございます。

〔何事か言う者あり〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） それについては立候補のときに詳しくご説明申し上げたいと思います。

続きまして、江刺家委員の交際費の支出のことの公開のところですがけれども、領収書のこととも言われましたけれども、単価が3,000円というお土産はなかなかないのではないかという話をされましたけれども、町長の交際費につきましては公

開に関する要綱に基づきましてお祝い等、例えばそういった部分で5,000円とか3,000円という基準がございますので、恐らくその3,000円の会費の部分を見て区切りがいいのではないかというふうなご指摘だと思うのですが、このように公開する上限等がございますので、そちらの要綱に基づきましてホームページ等で公表しております。

続きまして、弁護士費用の60万円の部分は何かということ、内訳を教えてくださいということでもございましたけれども、全額、医療廃棄物の裁判ほか交渉に係る委託分ということで60万8,048円ということで支出となっております。

それから、2点目の町が被告となった民事訴訟についてでございますけれども、名誉毀損被害国家賠償請求事例と損害賠償保障請求事例、2件ございますけれども、いずれも棄却となりまして、訴訟費用につきましては原告の負担ということになります。判決は令和3年10月1日に判決が出ております。

もう一つ、旧円子児童館の件でございますけれども、補助事業の対象になっていた部分はないのかということですが、事業補助につきましては償却の期間が過ぎておりますので、その残っている部分については町のほうで寄附採納を受けて配置してございます。補助金の返還ということにつきましては、償却期間がほぼ終わっておりますので、それについてはなしということでございます。建物については、補助部分はなかったものですから、償却資産の部分だけで消去しております。

以上で午前中の回答できなかった部分の回答となります。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） さっき償却期間が過ぎているという……償却期間というのは何年ぐらいなのですか。私はあれの補助によって、私が議員になってからの話だったからそんなに年数がたっていないような気がするのだけれども、償却期間、そのものによって差があるかとは思いますが、ちょっと期間を教えてください。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 大変申し訳ございません。耐用年数のことで……過ぎていたということで……

○4番（中村正志君） 耐用年数。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） 何とも言えないからいいです。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 弁護士費用の説明いただきました。ありがとうございました。

そうすると、この60万8,048円は医療廃棄物の部分のみということだったの

ですが、判決が下ったのは令和3年10月1日ということで、この名誉毀損分については弁護士費用は全く発生しなかったということでしょうか。

役務費のほうの弁護士法律顧問料というのも9万9,000円とあります。昨年は年間で3万9,600円だったのですけれども、1か月3,000円ぐらいだったと思うのですが、今度はちょっと倍以上の金額なのですけれども、この辺の違いはどうでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 弁護士法律顧問料につきましては毎年同様の金額ということで支出してございます。

こちらの民事訴訟に係る部分については、いずれも原告の負担ということで発生しておりません。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 裁判費用は原告の負担だと思うのですが、そうするとこの令和3年度においてはその裁判における弁護士委託料はゼロ円ということですか。10月1日までは頼んでいたことになるのかなとちょっと考えたものですから。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） そのとおりに発生していないということで、このとおりでございます。

○委員長（館坂久人君） いいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（館坂久人君） それでは、主要施策の説明書2ページ、1項。

山本委員。

○10番（山本幸男君） （4）のふるさと会の支援、在京軽米会、久慈軽米人会とありますが、前には八戸の……郷和会という団体があって、何年か前から中止になっていたわけですが、残念なことだと思っております。とりわけ交流人口を増やすとか、様々な新しい政策も出てきてもいいですが、あるものが壊れてつながりがなくなるというか、本当に先行きがいいのかなというような心配があります。簡単に言えば交流人口というのは、こういう形でそこを根っこにして増やしていく、増えていくというのが原点だと思います。だから、八戸の郷和会の関係につきましても、あそこの旅館のお父さんが中心になって骨を折って今まで続いてきたというのが現実ではないかなと思います。そんな面ではやっぱり根っこをもう少し掘り起こして、何年かに1回はこちらがもう少し骨を折って様々な軽米の展示会等の開催と合わせて生かしていくというようなことの会合を持つというような部分があってもいいのではないかという感じもしますが、何か考えていますか、考えられませんかとは思います。

在京軽米会の問題につきましても、コロナの関係で何年か中止になっているよう  
でございますが、これらも、久慈についても、その他についても先行きはそんなに  
明るくないというような感じもいたします。やっぱりその辺が根っこになってきて  
いるような感じがしますし、軽米の様々な交流、それから仕事関係等も八戸とは大  
変と密接に共同していく場所、一番海に近いところでございますので、そんな面  
では何か考え方、大事にする会だと思いたしますが、町長、いかがですか。

○委員長（舘坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 久慈の会、それから八戸の会にいたしましても非常に高齢化が進  
んで、会員が増えないということで、非常に維持するのが難しいという、そういう  
ふうなお話でありました。おっしゃるとおり、私も大変こういった交流会ですね、  
今後もしろんな形で、例えば移住とか、Uターンとか、あるいはふるさと納税等業  
者にとりましてもいろいろなそういった交流の輪を広げることによっていろいろな施策  
に反映してくるというふうなことで、こちらとすれば非常に残念なところではあり  
ますけれども、今後いろいろな経緯あるいはそういったご事情等聞きながら、再開あ  
るいはまた新しくできないかというような模索はしてみたいというふうに考えてお  
ります。

以上であります。

○委員長（舘坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 答弁に対して反対討論ではありませんが、まず頑張ってもらい  
たいと思います。いずれ高齢化、会員が少ないというのはやっぱり人口減少、軽米  
町の議会も高齢化が進んで影響というか、40年ちょっとたってますが、進んでい  
るような感じだと、私はそう思っております。いずれ高齢化は避けて通れない。し  
かし、その中でも交流深めてというのが現実ではないかなと思います。そんな面  
でやっぱり今ある人、頑張ってもらった人たちの連絡を、何か大規模な大会は開か  
なくても、いわゆる現状の認識の交流というような小さなものの積上げというよう  
な面では八戸は特に大事にしたほうがいいのではないかなと。続くのはいずれ、私  
が役場にいた頃の議員になる前の頃から八戸の人たちが野球の試合をしながら交  
流して、職員ら等と一杯飲むというところから始まって様々なものを積み上げてきたと。  
その人たちもまず今は大分年、八十何ぼになって、あの頃は大沢さん等が来てや  
ったような感じもしますが、いずれ小さくてもそういうのは大事にしたほうがいい  
かなと思いますので、ひとつあまり遠くない時期に何らかの形で勉強会というか、  
現状の認識……こちらが骨を折って、軽米町が骨を折ってやったほうがいいのか  
、そう思いたしますが、いかがですか。同じような質問の繰り返しですが、もう一度何か  
補足することがあったら……なければいいです。

○委員長（舘坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） これまで代表を務められた方、幹事の方も、いろんな方々からご事情等は把握しながら、今、委員おっしゃったようなことは検討はしてみたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） ぜひそういう敬意を表しながらといえは何ですけれども、そういうことの歴史は、積み上げてきたものが、その人たちの努力、惜しみない努力によってなってきた部分はこちらでちゃんと認識をして次につなげたほうがいいと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。

それから、先ほど交通安全につきまして様々私の発言を機会に議論したりしましたが、私は最初に質問して答えもらったことについて、私は了解でございます。課長もたくさん答弁がありました。私は了解でございますので、そのように頑張ってもらいたいと思います。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 54ページの委託料なのですけれども、この予算の使い方なのですけれども、委託料が予備費から60万円充用しています。そして、11節へ流用24万5,000円となっているのですが、これどっちが先かちょっと分かりませんが、流用した科目から充用したり、こういうふうな使い方は本来あまりよくないのではないかと思います。そこにいく前に補正予算のときにやるとかあると思うのですが、これはそうだったのですけれども、よくやっているといえはなんですか。けれども、どういう経過でこういうふうになったのでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 60万円については弁護士費用になります。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、2項企画費、ありませんか。質疑ありませんか。

〔「説明」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 町民生活課町民生活担当課長、戸草内和典君。

○町民生活課町民生活担当課長（戸草内和典君） それでは、2項企画費の町民生活分は花いっぱい運動となります。主要施策の説明書ページは2ページ、決算書は68ページとなっております。花いっぱい運動の展開ということで、花いっぱいコンクールのほうを開催しております。昨年度は28団体、個人5名が参加いただいております。事業の主な内容は、苗の委託料、コンクールの報償費、あと行政区等に配る

種子代ということになっております。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） （２）町づくり交流推進事業、総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） 引き続き２ページ、２項企画費になります。（２）町づくり交流推進事業ということで、事業費１２０万でございます。決算書のページは６８ページになります。

町内に少年ジャンプ「ハイキュー!!」の漫画の背景となったと言われる施設や風景が多数あり、聖地として訪れる観光客が多くいることから、案内所の開設により来町者との交流を図ってございます。

引き続き３ページを御覧ください。（３）バス運行業務委託になります。事業費は５，７３４万４，０００円でございます。廃止路線バスや町民バスなど公共交通の効率化を図り、事業を推進してございます。

（４）番、地域おこし協力隊推進事業、事業費は８７８万６，０００円でございます。決算書は６８ページから７０ページになります。新たな地域の担い手として令和２年４月から１名、令和３年４月から１名を任命し、町内の学校等と連携した取組、新特産品の開発、産直施設の充実などに取り組んで、町の活性化を図ってございます。

続きまして、飛びまして（８）結婚新生活支援事業補助金、事業費８２万４，０００円でございます。婚姻に伴う新生活を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的とし、新規に婚姻した世帯に対して住居費や引っ越し費用の一部を助成しております。令和３年度は３組に対して助成をしております。

引き続き４ページになります。（９）番、バス路線維持対策費等補助金１，０２２万８，０００円でございます。バス運行経費に対して助成を行い、通院や日常生活の足となるバス路線の維持を図っております。南郷・軽米線、八戸・笹渡・大野線、軽米・八戸高速線、３路線でございます。

続きまして（１１）番、地域おこし企業人給与費負担金、事業費は５６０万円でございます。三大首都圏に所在する企業から人材を派遣することで地方圏への人の流れを創出し、地域の魅力、価値向上につながる業務に従事していただくこととし、首都圏企業から株式会社軽米町産業開発へ１名を派遣して、経営支援、移住コーディネート、特産品の開発等に従事していただいております。

（１２）番、移住体験補助金、事業費は１万１，０００円でございます。本町への移住による定住人口の増加を図るため、本町へ移住を検討している方に交通費、宿泊費の一部を助成しております。令和３年度は１名でございます。

(13) 番、空き家等活用推進補助金、16万9,000円でございます。町の空き家バンクに登録された物件の家財道具の処分などの環境整備、リフォーム工事等に要する経費に対して助成しております。令和3年度は2名に対し補助金を交付しております。

(14) 番、若者向け空き家住宅取得事業費補助金、30万円でございます。空き家を利用した若者世代への住宅支援に資するため、町内に定住する意思を持って自ら居住するために町の空き家バンクに登録された物件の購入に要する経費に対して助成しております。令和3年度は1名に対し助成をしております。

以上でございます。

○委員長（舘坂久人君） 再生可能エネルギー推進室長、福島貴浩君。

○再生可能エネルギー推進室長（福島貴浩君） 続きまして、再エネ室分、15番でございます。再生可能エネルギー発電事業推進専門員派遣業務委託料、決算額で127万6,000円となっております。こちらにつきましては、軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づきまして、発電事業者が町に提出する林地開発の審査業務を委託したものでございます。高家ソーラー分となります。派遣の日数は29日、1日当たり4万4,000円で127万6,000円の決算額となっております。

決算書は71ページから72ページに記載されております。

以上です。

○委員長（舘坂久人君） 6項の統計調査費まで進めたいと思います。

総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） 4ページ、6項統計調査費についてご説明申し上げます。

(1) 番、町民意識調査等の実施ということで、調査員96名に対し調査員報酬を支払っております。事業費は138万8,000円でございます。町民の考えを町政に反映させるため、統計調査員による町民意識調査を実施してございます。

以上です。

○委員長（舘坂久人君） それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 町づくり交流推進事業について、今なおかつ「ハイキュー!!」ファンがまだまだ衰えないで軽米町に訪れているなというふうな様子、ちょっと見たりしているのですけれども、このことだと思えるのですけれども、この120万円の内訳的なもの、大雑把でいいのですけれども、案内人もいるようのですけれども、あとはその借地料とか案内の人件費等がどれぐらいなのか、ちょっとお知らせいただければなと思います。

○委員長（館坂久人君） 総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） 町づくり交流推進事業の委託料の内訳でございますが、人件費といたしまして76万円、その他ホームページの開設、消耗品、燃料費等ございますが、あとは大きなものですと建物の賃貸料ということで24万円、合計で120万円となっております。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） この町づくり交流推進事業について、ちょっと皆さんにお知らせしたいことがありますので、発言をさせていただきます。

「ハイキュー!!」の漫画ですけれども、大学生が選ぶスポーツ漫画のランクづけというテレビの番組がありまして、その中で「黒子のバスケ」とかいろんな漫画を抜いて「ハイキュー!!」が第1位になりました。私もうれしかったのですけれども。それから、今世界バレーが行われています。その中で日本の選手の中には「ハイキュー!!」の漫画から出てきたようなプレーをする選手がいて、大変人気で、外国の選手たちも「ハイキュー!!」、テレビでやっていた番組なのですが、例えばアメリカと日本が試合をしたらどっちを応援しますかとアメリカの「ハイキュー!!」ファンの方々から聞いたら、もちろん日本です、「ハイキュー!!」の国が勝ってほしいということで、またまた、さっき中村委員からもいただきましたようにバレーの人気、バレーが盛んになっていくというのに「ハイキュー!!」も貢献しているというようなことを皆さんにお知らせしたいと思います。

続けて質問してもよろしいですか。

○委員長（館坂久人君） 今質問をお願いしています。

〔「説明は受けてない、質問受けてたんだよ」と  
言う者あり〕

○3番（江刺家静子君） さっきのことは皆さんにお知らせしたくて。

バスのことなのですけれども、バス路線維持対策費補助金とか運行業務の委託料というものを払っています。運行業務の委託のほうは多分乗客が多い、少ないにかかわらず運行した回数、時間等によって支払われていると思うのですが、この八戸線のほうですね、今バス代も毎年のように上がってきています。乗る人が少なくなってきたので、南郷からだと300円台だったと思うのですが、八戸市内はどこまで乗っても同じ金額ということであれなのですが、軽米に入るといきなり1,000円近くになって、そして1,300円ぐらいになっています。やっぱり人がいっぱい利用したほうがいいと思うので、こちらの補助金を出すことを考えたらやっぱり町民にも例えば1,000円ぴったりで行けるようにとか、補助を出すよう

な政策をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（舘坂久人君） 総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） 委員ご指摘のようにバスの運行に対しては多額の補助金を交付しておりますけれども、今のご提言も踏まえまして検討してまいりたいとは思いますが、特に県外の路線、八戸または他市町村を結ぶ大野線ですとか、そういった流れにつきましては関係市町村との協議も必要になってまいりますので、ここでの明言は避けさせていただきたいと思います。

○委員長（舘坂久人君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） （11）の地域おこし企業人給与費負担金の関係ですけれども、多分予想されるのは、前に商工会のほうで推進事業とか何とかという事業の中で商工会に勤務された方だったのかなと思ったりして、多分去年だったか、今年だったか、ちょっと記憶が定かではないのですけれども、その方から名刺もらって、ああ、今は産業開発にいるのかなと思ったりしていたのですけれども、これは商工会からの流れというか、今度こっちに来た、何かこの辺のほうどのような形で……多分同じ人ではないかなと思っているのですけれども、その辺がどのような形でこういうふうになって、かつまた令和4年度もこれがあるのかどうかも含めて、ちょっとこの内容を説明いただければなと思います。

○委員長（舘坂久人君） 総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回のこの地域おこし企業人給与費負担金につきましては、派遣先の企業と協定書を締結しております、令和6年の3月までということにさせていただいております。ただ、この商工会からの流れというのは今承知しておりませんので、お調べした上で回答させていただきたいと思います。

○4番（中村正志君） 同じ人でしょう。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） 同じ人でございます。

○委員長（舘坂久人君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 企業人ということでどこかの企業から来た方だと思ったら同じ人だというからぱっと思っただけですけれども、これに関連してですけれども、産業開発がすごく最近はお客さんも入っていて売上げも伸びていると聞いていますけれども、決算に対して、いつも6月定例会で聞いていましたけれども、そのときにやったかな、9月にやるというような形だったと思うのですけれども、今ここで聞くべきかどうか、商工費のほうかもしれませぬけれども、そういった部分でそういっ

たことの説明とか質問の場は大丈夫あるのかな、産業開発の方を呼んで説明するかそういうことはありますか。こちらから要望すればやるのかな、確認ですけれども。

○委員長（館坂久人君） 要望があれば要望を出します。

○11番（茶屋 隆君） 一応、だって……質問すればいいことだけれども……

○委員長（館坂久人君） 私が委員長として、要望があれば要望を出します。よろしいですか。

○11番（茶屋 隆君） 要望します。

○委員長（館坂久人君） それでは、そのように産業振興課は対応してください。

ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 若者向け空き家住宅取得事業費補助金、1人の方が……これは町外の方なのか、町内の方なのか、30万円とはどのような事業内容だったのか、ちょっと教えていただければ。

○委員長（館坂久人君） 総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この事業を活用した方は、町外の方でございます。

以上でございます。

○4番（中村正志君） どのような空き家の事業内容というか、どういう修繕だか。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） こちらの若者向け空き家住宅取得事業を令和3年度ご利用の方につきましては、空き家の取得ですね、購入でございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 町外の方ということだったので、移住対策の一環につながったような気がしていましたがけれども、名前まではいいのですけれども、どちらのほうから、何歳ぐらいの方で、独身なのか、妻帯者なのかまで教えていただけますか。

○委員長（館坂久人君） 総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

家族構成は、39歳以下の方で、ご夫婦、子供合わせて7名の方が移住していただいております。出身につきましては、秋田県でございます。

○4番（中村正志君） 仕事は。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） お仕事は会社員でございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） （2）の町づくり交流推進事業のところで「ハイキュー!!」の関係で、町長、「ハイキュー!!」をもっと軽米町に生かした町づくり、それから宣伝をもう少しやったほうがいいのではないかなと思うのです。うちの神社の別当は神社の入り口に自分の民家がありますので、その関係も何だか大変とお客様があって、その中に「ハイキュー!!」を兼ねて、「ハイキュー!!」のお札を売っているかどうか分かりませんが、いずれうちの別当は話が好きな方ですから、大変と「ハイキュー!!」の関係のお客さんがいるというふうなこともしゃべっています。入り口はミル・みるハウスでございますが、ミル・みるハウスで何か「ハイキュー!!」に関するグッズか、弁当か、何かそういうものを行っていますか。もっと生かしたほうがいいのではないかな。

それから、さっき江刺家委員から話があった「ハイキュー!!」の関係がスポーツの漫画の中で一番人気があるというふうなことの結果が出ていることは担当課も知っていますか。もしかすればそれらは大変なことだと僕は思って、もっと大事にしたほうがいいと思いますが、町長いかがですかというのが第1点。

そのことをミル・みるハウス等も生かして何か誘客の交流人口の増につなげていかななくてはならないのかなと考えますが、いかがですかというのが第1点。

（8）の結婚新生活支援事業補助金の関係ですが、件数は私、今、ちょっと忘れましたが、発表されました。それらは結婚された人の全部が対象になったか、ならなかった人たちもあるのか、全体的にそのことが件数が分かれば数字で説明してもらえればいいのかなと思います。というのが第2点。

それから、地域おこし協力隊の関係ですが、岩手日報、新聞の論評ではございませんが、見ておりますと、ずっと何十年か前は岩手日報の中には盛岡は盛岡、それから県北、八戸という格好で県北の欄のほうに別にあって、だから県北のニュースがたくさんあったのですが、この頃は盛岡・県北となるものだから、盛岡がまず大前提で、あれは私は県北は県北でやってもらったほうがいいかなと、これは今しゃべってもどうにもならないことで、そういう理解の仕方をちょっとしていますが、私が質問したいのは、その中で話題性がこの二戸、軽米のニュースが比較的少ない、取り上げてもらう件数が、というふうな印象を持っています。それは何かといえば、私が見方が悪いのかもしれませんが、地域おこし協力隊の人たちが比較的直結して話題性のあるようなことの位置づけをしているような感じがします。だから、もしかすればもう少し企画、町長等がそういうふうなものを意識して地域おこし協力隊の人たちと一緒に目標を定めれば、もう少し話題性があっていい方向に行くのかというふうな感じがします。いずれ今の地域おこし協力隊の人たちも一生懸命だと聞いておりますので、それはそれなのですが、ただ、それをこちらの事業の、さっき冒頭で申しあげました「ハイキュー!!」の問題等の理解も持ってもらったり、それ

からそのイベント等も作ればいいのかなど、具体的には何ですが、それらはもう少し方向性を持っていけばいいのかなと思います。いかがですか。ちょっと様々しゃべり過ぎましたが、何かあれば。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 先ほど江刺家委員からお話がありましたように、「ハイキュー!!」は大変と今、世界中で非常に視聴率も高まって、人気がまた再度出てきたと。また、「ハイキュー!!」で使われる技が世界大会とかいろんな場で使われているということは私も十分承知しております。大変すばらしいことだと思っております。

また、先般スポーツクライミング、世界第2位となった高校1年生の方もおります。非常に軽米町がどんどん国際的に有名になってきているなというのを私も本当に肌で感じながら、非常に力強く、本当にうれしく思っているところでございます。

「ハイキュー!!」に関しましては、これまでもずっと数年間取り組んでまいりました。非常に若い方々も「ハイキュー!!」の作戦は好評ということで受け入れていらっしゃると思います。これを町づくりに積極的に生かそうとすると、非常に特許の関係で集英社との関係も出てまいりまして、大変今生かしづらいところがございます。そういったことも含めて、これまでの取組を十分反省しながら、今後どのような取組方がいいのかということは真剣に検討してまいりたいというふうに思っております。

また、地域おこし協力隊の方々には大変いろいろな面で、主に産業開発のほうを手伝いいただいておりますが、非常に売上げも2割、3割伸びています。それからまた、最近ではかもめの玉子ですか、さるなしのたまご、これ大変な売行きで、7月16日が発売日ですが、もう3万3,000個を超す売上げになって、今も引き合いが非常に来ております。

そういったことでいろいろな形で今非常に活性化してきておりますので、この勢いをますます持続させていくように、いろいろお手伝いいただきながら、特に軽米町をいろいろな形で発信していくという形で、それもまた含めてお願いしながら発信していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（館坂久人君） 総務課企画担当課長、野中孝博君。

○総務課企画担当課長（野中孝博君） 先ほどの結婚新生活支援事業補助金につきましては、令和3年度は3名の方が対象となりまして、3名とも補助金の交付対象になっておるというところがございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 3人の方が結婚して、別に結婚した人はなかったという意味で

すか。

〔「申請者でしょ」と言う者あり〕

- 総務課企画担当課長（野中孝博君） 申請3名に対しての対象が3名。
- 4番（中村正志君） 事業内容を教えてくれないか。どういう人がもらえるのかとか。
- 委員長（館坂久人君） 総務課企画担当課長、野中孝博君。
- 総務課企画担当課長（野中孝博君） 軽米町結婚生活支援事業につきましては、結婚を契機に軽米町に居住して新生活を始めた新婚世帯を対象に、居住費、引っ越し費用、リフォーム費用に対して助成しているものでございます。対象となる方につきましては、令和3年度に婚姻届を提出された新婚世帯、年齢は50歳以下、住所が町内にある方ということでございます。

この申請要件を満たした方が3組おり、3組とも交付をしたというところでございます。

- 委員長（館坂久人君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 関連して質問しますが、先ほど町長の答弁、「ハイキュー!!」のこの中身も説明をもらいました。バレーボールにつきましては、「ハイキュー!!」ばかりでなく、軽米中学校が岩手県で優勝、残念ながら私の孫は盛岡から出て準決勝で涙をのんだようなこともありまして、いずれ軽米町はすごいなど、そう思って喜んだり、悲しんだりしていますが、いずれそれもある面では「ハイキュー!!」の効果であったり、子供たちがそれを含めて頑張った、またほかの自治体から転校というか、チームに参加してもらおうというようなことも含めてひとつの地域おこしになっているのかなど、そう思っております。

そんな面で、私から言わせれば、もっと「ハイキュー!!」というものの、ここが大事にしないと、軽米町が一番大事にしていいのではないかなど。それを通して町おこしをするというようなことも一つの私は策だと思うので、町長、これからも頑張ってもらいたいと思います。

結婚の問題につきましては、様々条件があるのですが、分かりやすく言えば私の聞く質問は3組しかなかったのか、もっとあったけれども、申請がなかった、また要件が合わなかったとかという、実際は何組ぐらいあったのか、結婚した人が、申請が。漏れている人があれば探してでも払ったほうが良いと思う。3組しかないわけがないでしょ。

〔何事か言う者あり〕

- 委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。
- 町民生活課総括課長（橋場光雄君） 婚姻数ということでしたので、さわやかカップルの祝金の交付状況の回数に代えて報告します。令和3年度は6組ということになっております。

以上です。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 町民意識調査実施されていましたが、令和3年度ではないのですけれども、令和2年度も実施したのか、実施したけれども、広報で公表したのかどうか、そこを……もし公表したのであれば何月号に載せていたか。実は私、調べたのですけれども、見つけられなかったのですよ、令和2年度の結果。だから、やらなかったのか、見つけかねたのか、確認いただければと思います。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまのご質問の件につきましては、調査して回答させていただきます。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私も町民意識調査のことでお伺いします。町民ホールに町民意識調査の結果表が、つづられたのが置いてありましたので、たまに見たりするのですけれども、あれを図書館にも置いてほしいということを総務課の方にお問い合わせしました。あくまでも要望ですよと言われていたので、あくまでは取って要望したいと言ったのですけれども、図書館に置けばみんな、あら、こんなこと書かれていると見ると思うのですけれどもと言ったのですが、お願いできますか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 申し訳ございませんでした。町民意識調査の結果につきましては、図書館でも閲覧できるような体制を取ります。

○委員長（館坂久人君） いいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、次に入ります。

〔「休憩したほうがいい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、ここで2時10分まで休憩に入りたいと思います。

午後 1時54分 休憩

—————  
午後 2時08分 再開

○委員長（館坂久人君） 会議を再開します。

主要施策の説明書5ページ、3款民生費、1項社会福祉費、説明をお願いします。  
町民生活課町民生活担当課長、戸草内和典君。

○町民生活課町民生活担当課長（戸草内和典君） それでは、3款1項1目社会福祉総務費、7節報償費、さわやかカップル祝金についてご説明申し上げます。

この事業は、結婚後1年以上軽米町に居住する意思のあるカップルに支給いたします。金額につきましては、商品券、現金各5万円、6組に支給してございます。事業費は60万円となっております。

結婚を祝い、家庭生活の安定と地域福祉の向上を図った事業でございます。よろしくお願いいたします。

引き続き、町民生活課分について説明させていただきます。3款1項……

[「何ページ」と言う者あり]

○町民生活課町民生活担当課長（戸草内和典君） 7ページをお願いします。決算書のほうは最初に84ページ、(7)住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費でございます。決算書は84ページをお願いします。本予算は、非課税の住民世帯1世帯あたりに10万円の給付を行うもので、全1,085世帯、1億850万円の給付を行った事業となります。

続きまして、(6)重度心身障害者医療費給付費でございます。決算書は92ページをお願いします。19節扶助費、重度心身障害者医療費、決算額2,260万1,570円でございます。こちらの事業につきましては、295名の方の重度心身障害者に対しまして医療費の一部を助成した事業となっております。

町民生活課分は以上でございます。

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） 昨日の一般質問の中で答弁漏れがあった件でよろしいですか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課総括課長、工藤薫君。

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） 昨日の一般質問の中で答弁漏れがございましたので、この場でご回答申し上げます。

江刺家議員の質問でございまして、要介護4と5の該当者数というふうなお話でございます。居宅介護と地域密着型のサービスを受けている在宅者が認定されてございます。その数は、要介護4が30名、要介護5が16名で、合わせて46名という内容となっております。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員、よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 分かりました。ありがとうございます。

在宅の4級、5級の方の中には、昨日も言った重度身体障害者手当が支給される可能性がある方があるのでちょっとお聞きしました。このうち何人か、もしかしたら該当になるのではないかなと思って、もしも仕事をしていてこの人は該当になるかもしれないというときにはこういう制度がありますよということを勧めていただ

ければなと思いました。ありがとうございます。

○委員長（館坂久人君） それでは、主要施策の説明書に戻ります。

健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、5ページ、3款1項の健康福祉課分、福祉灯油費等給付事業から順にご説明させていただきます。決算書のページは84ページからとなりますので、併せて御覧になっていただきたいと思います。

まず、給付実績については記載のとおりでございます。事業費は444万円となっております。

灯油価格の高騰が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得者のみの世帯に軽米共通商品券1万円分を給付し、冬期間の経済的負担の軽減を図ることを目的に行った事業で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業でございます。

続きまして、(3)高齢者対策福祉事業について説明いたします。決算書のページは86ページからでございます。①の長寿祝金でございますが、対象者は記載のとおりで、事業費は311万円となっております、90歳及び100歳に到達した高齢者に対し祝金を贈り、長寿をお祝いしております。

次に、②の敬老会でございますが、対象者は記載のとおりで、事業費は110万5,000円となっております。

コロナ禍であることから式典を中止し、傘寿、満79歳と米寿、満88歳の高齢者を対象に、敬老の日をお祝いし記念品を配布いたし、長寿のお祝いをしたということでございます。

次に、③緊急通報装置等の整備につきましてでございます。設置台数については57台で、事業費は186万2,000円となっております。一人暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を整備し、安全確保に努めてまいりました。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。⑦の食の自立支援事業委託料についてでございます。対象者数、実績数は記載のとおりでございます。事業費が498万2,000円となっております。株式会社軽米町産業開発に委託をいたしまして、高齢者及び障害者の見守りと食の保証を目的に行った事業でございます。

次に、⑧の二戸地区広域行政事務組合の負担金についてでございます。事業費1億9,098万2,000円となっておりまして、二戸地区広域行政事務組合への介護保険事業の市町村負担分となっております。

次に、⑩番の二戸地域権利擁護支援事業でございます。事業費は279万3,000円となっております。成年後見制度利用促進法に基づく中核機関をカシオペア権利擁護支援センターに二戸地域の4市町村で案分して委託しているという事業でございます。今後ますます多くの需要が見込まれる成年後見制度を必要な方々のた

めの事業として設置してございます。

次に、(4)の障害者福祉事業でございます。まず、①の福祉タクシー事業についてです。実績は記載のとおりとなっております。事業費は176万6,000円で、重度心身障害者の方と80歳以上の独居高齢者の方に対しましてタクシー料の初乗り料金を助成している事業となっております。

次に、③の障害者自立支援給付事業についてでございますが、実績は記載のとおりで、事業費は4億202万円となっております。障害者及び障害児の方が必要な障害福祉サービスに係る給付支援を行った事業でございます。

次に、7ページに移らせていただきます。④の地域生活支援事業につきましてでございます。アからエの事業が事業費1,208万4,000円となっております。事業内容は、それぞれ記載のとおりでございます。特にエの地域活動支援センター運営事業費補助金でございますが、こちらは向川原にございますふれあい作業所での精神障害者への創作的活動や生活活動機会の提供による社会交流促進事業となっております。

次に、(5)でございます。障害者自立支援医療給付事業についてです。事業費は1,715万6,000円でございます。更生医療の給付が10人と育成医療の給付がゼロ人となっております。日常生活、社会生活を営むために必要な医療費を給付いたしました事業でございます。

健康福祉課からの説明は以上となります。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 主要施策の説明書にはなかったのですがけれども、ふれあい共食事業について、このコロナ禍で私たちの地区でも中止としていましたけれども、町全体としてもこれを見るとやられているようだと思って話を聞いていましたけれども、町全体の中でのこのふれあい共食事業のそれぞれの昨年度の活動状況をお知らせいただきたいということと、併せて講師謝礼と委託料が別々にあるのはどうということなのかなと思って、その2点についてお願いいたします。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課健康づくり担当課長、工藤晃子君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（工藤晃子君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和3年度の共食事業の実施状況ですが、令和3年度はやはりコロナの影響で実施を希望する地区が少なかったです。16地区、毎年ですと行っているところですが、昨年度は実施をした地区は9地区となっております。開始をしても1月、2月あたりの感染が拡大したあたりには中止をしたりというような状況になっておりました。延べの参加者数ですが、454人、そしてこちらのほうに町

のほうからお支払いした予算も37万1,000円ということで、とても規模は小さいものになっておりました。

続いて、講師謝礼と委託料のことですけれども、共食事業において地区のほうで内容を決めてこちらのほうに申請を出していただきます。こちらのほうでは希望に合わせて講師を派遣しております、運動の先生ですとか、あとは高齢者のお話をしてくださる栄養士の方ですとか、薬剤師の方とかいろんな分野の講師の方をお願いしております。

委託料のほうは、運動については一戸にありますNPOをお願いをしていますので、そちらのほうは委託料の支払いとなっております。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） これは各地区に委託料として幾らというふうな形で交付するからその中で、それぞれの参加者からも100円か200円もらってというふうな形で支払われているのかなと思って、ですから講師等を頼む場合でもその委託料の中に全て含まれているものだなと、含めてやらなければならないものだなというふうに私は感じていましたけれども、その辺の別は……何か一戸からお呼びしたときは委託料の中から支払ってもらおうと、別なときは別なほうからということ、それは町から払う、何かその辺の分け方はどのようになっているのかなということが1つと、もう一つはこのコロナ禍で実施しているところと実施しないところとあったと思うのですけれども、その辺の中での町から活動する場合の指導といいますか、やるためにはこういうふうな形でやらなければならないかという指導はどの程度されたのかなと。何かもうみんな確実に駄目なんだという形でやらないところもあったと思うのだけれども、でもやっているところもあるということであれば、その辺のところの町としての一つの方針というのは当然あってしかるべきだったのではないかなと思うのですけれども、その辺はどのようになされたのかなということをお伺いします。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課健康づくり担当課長、工藤晃子君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（工藤晃子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町からの講師派遣の講師料と、あとは地区から支払いをするというところの考え方ということでございますが、町といいますか、ふれあい共食事業推進協議会という組織がございます。町は、その協議会に事業の運営を委託をして、委託料をお支払いしているということになります。その協議会が各活動団体に対して事業費、活動費をお支払いしているというような流れになっております。その地区にお支払いする活動費は、参加者数の単価掛ける人数ということでお支払いをしております、参加者1人当たり300円、あとは支援の立場の方に関しては800円掛ける人数

というような金額でお支払いをしております。そのほとんどは、共食の食事の部分のところでは地区のほうでは使っていただいているというような状況になっております。ですので、講師謝礼の部分は町の予算からお支払いをしているというような状況になっております。NPOについては、個人ではないので委託料でお支払いをしているというような状況でございます。

コロナ禍での町の指導というところですが、各地区に消毒液の配布を行ったことと、あとは共食を実施するに当たっての留意点というところは、各地区の方にポスターなどをお渡しして説明をして、実施されるときに注意事項ということでお渡しをしております。あとは換気の具合をはかるセンサーを希望する地区にはお貸ししたりということで、開催をする際の留意事項というところは各地区にお示しをしておりました。実際の開催のところは、各地区のリーダーの方々の考え方にお任せしていたというところがございます。

そして、食事を取るというところが一番の開催するか、しないかのネックになっていたところございまして、本年度につきましては、食事を作らなくても、おやつのようなものでもやっていきたいと思いますというふうなことは協議会の中で検討して決めております。

昨年度のところでも、作るところが密になってということと、その場で食べるのが感染の元になるのではないかというふうに懸念をされた地区が多かったのですけれども、お弁当を取って、それを持ち帰るというふうな方法で開催をしている地区も多くあったというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 緊急通報装置の整備のことについてお伺いします。

一人暮らし高齢者の自宅には設置したということなのですが、この設置できる人の条件というのがありますか。希望者全員になるのか、それとも年齢とか、所得とか、制限があるのかどうか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 在宅の一人暮らしの高齢者ということになっております。こういう方ということは特にはないので、一人暮らしの高齢者の方ということでございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 年齢制限、高齢者といえれば70歳以上なのか、75歳以上なのかということが分からないのですが、私も一人暮らしなので設置を希望したら置い

てもらえるのかなと思いました。

もう一つです。福祉タクシーのことについてお伺いします。80歳以上の独居老人に対してタクシー料金の基本料を助成するということですが、多分これはたしか所得制限があったのかなと思います。ある私の知り合いが80代のご夫婦、2人とも80代なのですけれども、私たちのところにはどうして来ながべという方がいて、税金払っているからタクシー券ぐらいもらいたいと言っていたのですが、所得とか関係あったかと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいま詳しい条件については、所得制限等についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんが、今お二人暮らしの方ということですので、これについてはお一人暮らしの老人の方ということに規定させていただいておりますので……所得制限等については後で調べてお知らせいたします。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 先ほどのことについて関連しますけれども、緊急通報装置、一人暮らしの人のあれですけれども、この台数は新規の台数というふうに捉えていいのですか。というのは、軽米町で一人暮らしの必要な方が57人しかいないというのはちょっと数字的には不思議だなと思ったのですけれども、一回つければずっと使えるものなのかなと思ったり、私の知り合いでもそういう人がいるので、その状況をちょっと詳しく教えてください。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 一回つけばというか、実際つけている方、継続ですつとということで、全てで57台ということになっております。詳しい条件等につきましては、ただいまちょっと資料がないので、そちらについても調べてお知らせいたします。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 敬老会についてですけれども、まず式典は中止だということで、早々と軽米町の場合、3月に今年も式典は中止で、各地区でやっていただければいいですねというふうな言い方をされたような気がしていましたがけれども、特卒で各地区で似たような敬老会的な高齢者の方を集めてお祝いしてあげるとかというふうな催しをする場合に、何らかの特典とか、補助金とか、そういうふうなものはないのでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 3月のときに、ちょっと誤解を受けている

ようでございますので、ここでまたもう一回お知らせしますが、ほかの市町村についてはそういう地区にお任せしている、あるいは民生委員協議会をお願いしているというような市町村が最近が増えてきているというお話をさせていただいたこととございますが、軽米町ではそうすればいいというお話をしたという趣旨の回答ではございません。

それで、今のところまず町では町内会ですとか、そういう地域をお願いするというような方針もしっかり固まっているわけでもございませんし、今検討はしている状況ではございますけれども、地域で受けていただけるのかというところもございます。

二戸市は、もう町内会をお願いを完全にしているようでございます。ほとんどの地域では補助金をいただいて、いろんな形で、記念品配布するだけの地区もあれば、センターとかそういうところに集まってお祝いをするというところもあるようでございます。

軽米町の敬老会につきましては、今後ともいろいろ検討しながらやっていきたいというふうには思っておりますけれども、今のところどっちの方向に行くかというのはまだ検討中でございます。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ということは、今年の敬老会は去年と同じように簡易的にやるよと、各町内会等でやってほしいとかというふうなことはなかったことにしてくれと。これからそのことは検討しますよということですね。というのは、うちの町内会で私はその話を3月に聞いたので、いや、町内会でやれと言っていたっけよということで、町内会で企画したほうがいいのではないかとということで、それで検討中の状況だったので、予算もあるわけではなかったのですけれども、だからそういうふうなことで今確認したのですけれども、ということはあまり無理してやらなくても今年はいいいということですか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 今年度につきましても、昨年と同じように一応記念品を準備しております。それで、民生委員から各地区の方に敬老の日、19日ですか、の前の日までには皆さん配布していただくようにということでお願いしております。

それで、今後のことにつきましてですけれども、そちらについてもこれから検討しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、いろいろとご協力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 共食事業、コロナがはやる前にはやっていたのですが、そのときは保健推進員と民生委員たちが中心になってやってもらっていたのですが、保健推進員の事業というのはこれからは全く違う形にするということ、何か決まっていますでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課健康づくり担当課長、工藤晃子君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（工藤晃子君） 保健推進員協議会の活動につきましては、今年度もこれから先どのような活動をしていくかというところを検討を続けているという状況でございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 敬老会のお祝い、杖、私が該当したときは杖で、その一級下の同級生も杖をもらって水戸黄門になったなという感じがしましたが、今年もやっぱりそれですかというのが1点。

それから、杖は、あれは金額がどれぐらいなのか、もしかすれば、私は杖が2本になりましたので、そういうのではなく、もう少しその人が……商品券、自分で役に立つ、選択できるような何かのほうがいいのかなと思ったりしましたが、私はもう既に杖買って準備していたというような答弁でございましたが、それらの検討はしてもいいのではないかなと思います。いかがですか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

杖については、あれは社会福祉協議会から傘寿の方にお祝いで贈る杖となっておりまして、それについては社会福祉協議会から人数分頂いております。

それと、あと記念品のことでございますが、本年度も1人当たり5,000円分の軽米町特産品の詰め合わせということで、新商品のさるなしたまごですとか、いろんなものを詰め合わせて贈ろうということで企画しております。

その商品券という形でもございますけれども、高齢者の方でございますので、88歳であればまだ元気な方も多いので大丈夫かなとも思いますけれども、取りあえず当課の考えとしては、あまり我が町の特産品を食べる機会というのは、なかなか自分で買ってきて食べるという機会がないのではないかとこのところから、高齢者の方々にも消化のいいような食べ物で、そういうものを中心にいろいろ選んで差し上げたいなということで今年は企画させていただきました。

今後商品券等も含めながらいろいろ検討していければなというふうに、今聞いて

思った次第でございます。今後ともいろいろ検討してまいりたいと思いますので、またいろいろございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） ないようですので、2項児童福祉費。

町民生活課町民生活担当課長、戸草内和典君。

○町民生活課町民生活担当課長（戸草内和典君） それでは、3款2項児童福祉費でございます。町民生活課分で（1）児童福祉事業、①すこやかベビー祝金制度、出産者に対して祝金を贈り、これを祝福し、児童の健全育成と児童福祉に務めました。すこやかベビー祝金制度の内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、②軽米町子育て応援臨時給付金事業、対象者は2人、1人当たり10万円でございます。決算書は94ページでございます。事業につきましては、基準日、令和2年4月27日後の出生により国の特別定額給付金の対象とならなかった同学年の子供に対し給付金を給付することにより家計への支援を行ったものでございます。

続きまして、主要施策の説明書9ページ、決算書は96ページでございます。（7）福祉対策医療費ですが、①乳幼児医療費給付費、②妊産婦医療費給付費、③ひとり親家庭等医療費給付費、④児童生徒医療費給付費、⑤未熟児療育医療費給付費でございます。事業費につきましては記載のとおりでございます。

乳幼児、妊産婦、ひとり親家庭及び小学生から高校生までの児童生徒、未熟児等に対しまして医療費の一部を給付することにより適正な医療の受診を容易にし、健康の維持を図るとともに生活の安定と福祉の増進に努めたところでございます。

町民生活課分は以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、3款民生費、2項児童福祉費についてご説明いたします。

主要施策の説明書8ページを御覧いただきたいと思ひます。決算書については94ページからとなっております。

まず、（1）児童福祉事業についてご説明いたします。③軽米町子育て世帯共通商品券給付事業についてご説明いたします。対象世帯及び給付実績については記載のとおりとなっております。事業費は564万6,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するとともに、消費を喚起し地域経済の影響緩和を図ることを目的に、軽米共通商品券、1世帯当たり1万円

分を給付した事業で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業となっております。

次に、④児童手当についてご説明いたします。給付内訳に受給世帯数を件数で、給付児童数を人数で表記しております。事業費は8,515万円となっております。児童の健全な育成を目的に、養育している方に児童手当を支給した事業でございます。

次に、(3)の地域子育て支援ひろば運営費についてご説明します。利用者延べ人数は記載のとおりです。この事業は、ピヨピヨ広場を青少年ホームで開設しております。子育て中の親子が気軽に集える交流の場を提供するという事業でございます。事業費は196万3,000円となっております。

次に、(4)放課後児童クラブ運営費でございます。事業費1,308万2,000円となっております。実績は記載のとおりとなっており、放課後の児童の健全育成を図ることを目的とした事業でございます。

次に、(5)の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業についてご説明します。給付実績は記載のとおりとなっております。事業費は255万円。これは国の補助事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するために子育て世帯生活支援特別給付金を対象児童1人当たり5万円を給付いたしました。

次に、9ページを御覧いただきたいと思っております。(6)の子育て世帯臨時特別給付金給付事業についてご説明いたします。給付実績は記載のとおりで、事業費は9,650万円となっております。国の補助事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対し臨時特別給付措置として、子育て世帯への臨時特別給付金を対象児童1人当たり10万円を現金給付した事業でございます。

健康福祉課からの説明は以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 確認になるのかもしれないですけども、町民生活課の子育て応援臨時給付金事業、この説明を聞いてどうも納得できないなど。ちょっと1年前の記憶が定かでないので、この基準日、令和2年4月27日後の出生により、ということとは令和2年度のことなんだ。でも、令和3年度に入ってから出生届分2人という、これがちょっといまいまいちよく分からないなど。令和2年4月27日というのが間違いではないのか、間違いでなければ令和2年度分ではなく別なのか、ここ、2人という数字がちょっと分かりづらいのです。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

○町民生活課総括課長（橋場光雄君） 中村委員の質問についてお答えします。

ちょっと説明不足がありましたので、追加で説明させていただきます。出生届は出生してから2週間以内に届出しなければいけないことになっていまして、3月31日を過ぎて2名の方が出生届が出たということで、それで令和2年度分で払えなかったのが令和3年度分の予算で払ったということになります。

以上でございます。

○4番（中村正志君） はい、分かりました。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 決算書の98ページ、保育園の部分なのですが、98ページの委託料、保育業務支援システム導入委託料849万3,320円払っていますけれども、このシステムの……ちょっと見たとき個人情報の管理というのはどういうふうになっているかというのが……例えば学校関係でもこういうものがあって、いつ休んだとか、不登校ぎみだとか、全部これが管理されていて、将来的に影響するのではないかというのが、ちょっとある雑誌で見たことがあるのですが、保育園のシステムというのはその保育園の中だけで完結しているものか、それともどこかの管理会社というか、そういうところで管理しているのか、お聞きします。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 保育業務支援システム導入委託料ということで849万3,320円でございますが、こちらにつきましては新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用いたしまして昨年度導入したシステムでございますが、その保育園の中で活用するシステムでございます。

これにつきましては、登園するときも一人一人が熱を測らなくてもいいようにサーモカメラに写ると熱が測られて、同時に登園したよというふうに自動で登録されるというようなシステムでございます。こちらにつきましては、それだけではなくて、携帯等を利用して保護者の方と相互で通信し合って園のお知らせですとか、あるいは子供のお休みですとかもできるようなシステムとして一応導入したということでございまして、園の感染対策も兼ねてそういうのをやっているということで導入したものでございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） どういうふうになっているのかなと思ったら、やっぱり玄関から入っていくとこの子が来ましたよというのが分かるというシステムになっていて、行ったはずだけれども、来ていませんと言われた、いつかちょっと違ったのがあつ

た。それは髪型を思いっきり変えていったのですね、多分。そうしたら、何か感知しなかったみたいとか、分からなかったみたいですかということがありまして、やっぱり機械もとても便利で、スマホでも連絡できるっていいよとは言っていました。でも、気をつけなければならない点もあると思いますので、人の目での確認なんかもまたよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つの質問なのですけれども、学校ではコロナに感染して、そのための消毒をしたり何かする支援員といますか、置いているようのですけれども、保育園なんかはそのための人数というのは増やしているのかどうか、お伺ひします。

また、子供たちは学校ともまた違って床をなめたり、滑ったりするというか、本当にいろんなところに触るので、コロナだけではなくてノロウイルスとかいろんなことで消毒にはすごく気を遣っていると思います。

保育園なんかで滅菌器といますか、冷蔵庫みたいなものにおもちゃを入れて消毒をするというのがあるようのですけれども、そういうのも、これはなかったら要望なのですが、あるのかどうか、お伺ひします。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 園のほうでも消毒等についてはかなり気を遣っておりますし、本日も感染があったとかという話もございまして、その都度、状況を見まして休みの方が多かったり、感染の危険があるようであれば、途中でその日は早く早退していただいて、次の日お休みにしたりとかという対策も取っております。

消毒等につきましては、園のほうで特別に人を増やしているということではございませんで、先生方が一生懸命消毒をしながら子供さんを見ているという状況でございます。

あと、滅菌器につきましては軽米こども園については今年度、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を使いまして購入したというところでございます。ほかの晴山保育園、小軽米保育園については、まだ今のところそういうものは買っておりませんが、オゾンの空気清浄機等は整備しておりますので、そちらで対応しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員に申し上げますが、質問をもう少し簡潔にお願いします。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。

小軽米保育園、晴山保育園にも滅菌器をできるだけ早く入れていただければ助かると思います。一つ一つ小さいおもちゃを消毒するのはとても手間がかかるという

お話でした。

決算書のこのAED使用料というのは、これはAEDを設置するための金額ですか、使った金額ではないですか。

○委員長（舘坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 新たに設置したものではございませんで、これについてはリースという形でお支払いしているものでございます。

以上です。

○委員長（舘坂久人君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（舘坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 放課後児童クラブのことで、これを見ますと実人数75人、かなり多い人数だなというふうに思うわけですがけれども、農村勤労福祉センターを使っている。2階の一室を当初は使っていたと思うのですがけれども、75人もあそこには入らないとは思っただけけれども、何人ぐらいの指導員で、どのような運営をしているか。ましてや今のコロナ禍であれば、75人というのは非常に手狭な施設ではないのかなというふうな感じも受けるわけですがけれども、その辺のところはどのようになさっているのか。あわせて、来年度ですか、かるまい交流駅（仮称）が開館するのを契機にこの辺の施設利用も何か考えるということで、前には幼稚園の跡地を使う方向で考えているというふうな話もあったのですがけれども、この辺のところはどのようにお考えなのか、答弁願います。

○委員長（舘坂久人君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 放課後児童クラブの質問についてお答えいたします。

放課後児童クラブの運営につきましては、75人ということで年々徐々に増えてきているということで、昨年は70人でしたが、今年は75人と、1年で5人ほど増えてございます。

支援員については8人、全部で8人で対応しております。

それで、場所はちょっと狭いということでお話は聞いてございます。それで、以前にもお話ししましたように、旧幼稚園を使ってそちらで放課後児童クラブを開催したいというふうに考えてはございますけれども、今のところちょっと別な用途で結構使っております、というのはコロナウイルスのワクチン接種でふれあいセンターを全部使っているということで、ふれあいセンターで行っていた事業等について、乳幼児健診ですとか、あるいは健診あるいは子供たちのうまっこ教室とか、あるいは幼稚園の分園ということで使っております。ですので、まだ今のところそちらに移れる状況にないということが私たちとしてもちょっと困っている状況でござ

います。いずれこのコロナウイルスのワクチン接種が落ち着いていただかないとなかなかそちらに行けないというふうな状況もございまして、感染対策についてはかなり気を遣って、そこらを消毒したりとか、子供たちへの指導とか、そういうのには力を入れているということで対応させていただいております。

あと、かるまい交流駅（仮称）についてでございますけれども、かるまい交流駅（仮称）についてはピヨピヨ広場の専用の部屋ということで整備してございますので、そちらについてはピヨピヨ広場を今のところは、青少年ホームを使っております。あちらもちょっと老朽化してきているということで、今回かるまい交流駅（仮称）のほうにそちらも一緒に整備していただいたというような形でございますので、フルにそちらで開催をして今後もっと利用拡大に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。

○委員長（館坂久人君） まだありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

◎散会の宣告

○委員長（館坂久人君） なければ、今朝、審議時間を通告したとおり、3時ですので、今日の審議はこれで終了したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、皆様ご苦労さまでした。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時04分）